

資料50-1

平成29年用寄附金付お年玉付郵便葉書等に付加された寄附金の配分団体等の認可について

(諮問第1148号)



諮問第1148号
平成29年3月24日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 多賀谷 一照 殿

総務大臣 山本 早苗

諮問書

日本郵便株式会社（代表取締役社長 横山 邦男）から、平成29年2月16日付け2016-日総務第2012号により、平成29年用として発行した寄附金付お年玉付郵便葉書及び寄附金付お年玉付郵便切手に付加された寄附金に関し、お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律第224号。以下「法」という。）第7条第3項の規定による当該寄附金の寄附目的に係る団体で寄附金を配分すべきもの及び当該団体ごとの配分すべき額の決定並びに同条第4項の規定による当該配分に係る寄附金の使途の適正を確保するために当該団体が守らなければならない事項及び配分金の使途についての監査に関する事項について、別添のとおり、同条第5項の規定に基づく認可の申請があった。

これらについて審査した結果は、別紙のとおりであり、申請内容は、法の規定に適合しており妥当なものであると認められる。よって、同項の認可をすることといたしたい。

上記について、法第11条の規定に基づき諮問する。

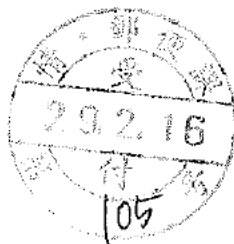
審査結果

お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律第224号。以下「法」という。）の規定に適合したものと認められることから、これを認可することが適当である。

審査基準	審査結果	理由
<p>取りまとめた寄附金から控除される次の費用が妥当であること。</p> <p>ア 寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに当該寄附金のとりまとめのため日本郵便株式会社（以下「会社」という。）において特に要した費用</p> <p>イ 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため、会社において特に要する費用（寄附金の額の100分の1.5に相当する額を限度） （法第7条第2項）</p>	適	<p>会社は、寄附金の額から控除する費用の額のうち、寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに当該寄附金に係る取りまとめのために特に要した費用として、寄附金公募の周知費用（新聞広告掲載料等）等を計上しているところ、会社より申請に際して提出された参考資料において、当該費用の額は適切に積算されていることを確認しており、妥当なものと認められる。</p> <p>また、会社は、寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のために特に要する費用として、寄附金の管理等に要する人件費等を計上しているところ、同様に、当該費用の額は適切に積算されていると認められ、かつ、法第7条第2項に定める限度額を超えないものであることから、当該費用の額については、妥当なものと認められる。</p> <p>※今回の寄附金の配分に当たって会社が控除する費用（注：万円未満は四捨五入）</p> <p>ア 寄附金付お年玉付郵便葉書等の発行及び販売並びに寄附金の取りまとめのために特に要した費用</p> <p>（ア）使途 寄附金公募の周知費用（新聞広告掲載料等）、業務委託費等</p> <p>（イ）金額 1,303万円</p> <p>イ 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため特に要する費用</p> <p>（ア）使途 寄附金の管理等に要する人件費、業</p>

審査基準	審査結果	理由
		務委託費等 (イ) 金額 657万円 ※法第7条第2項で定める上限 (寄附金額4億3,803万円 の100分の1.5に相当する 額:657万円)の範囲を超えて いない。
寄附金が、社会福祉の増進を目的とする事業等の法第5条第2項各号に掲げる事業を行う団体の当該事業の実施に必要な費用に充てられていること。 (法第7条第3項)	適	配分団体の決定については、寄附金の公募要領によれば、会社において、申請団体の資格及び法第5条第2項各号に掲げる事業を行う団体か否かについての内容審査を行った上で公募時に公表している審査基準にのっとり、社外有識者から構成される審査委員会で審議等を経て付された優先順位にしたがって決定している。 配分団体ごとの配分すべき額の決定については、寄附金の公募要領によれば、会社において、申請額を基本として審査委員会が行う査定に基づき、優先順位にしたがって総合的に決定していることから、公正であると認められる。以上により、配分団体及び配分団体ごとの配分すべき額の決定は妥当なものと認められる。
配分に係る寄附金(以下「配分金」という。)の用途の適正を確保するために配分団体が守らなければならない事項が定められていること。 (法第7条第4項)	適	配分団体が守らなければならない事項としては、配分金の用途制限、実施計画の変更、配分金の経理等に関するものを定めており、配分金の用途の適正を確保するために必要十分なものであることから、妥当なものと認められる。
配分金の交付、配分金の用途についての監査及び当該監査の結果に基づく配分金の返還に関し必要な事項が定められていること。 (法第7条第4項)	適	監査に関する事項としては、監査に応ずる義務、監査の実施時期及び監査の実施方法を定めており、配分金の用途の適正を確保するために必要十分なものであることから、妥当なものと認められる。

2016-日総務第 2012 号
2017 年 2 月 16 日



総務大臣

山本 早苗 様

日本郵便株式会社

代表取締役社長 横山 邦男

2017（平成 29）年用として発行した寄附金付お年玉付郵便葉書及び寄附金付お年玉付郵便切手に付加された寄附金の配分団体等の認可申請書

お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和 24 年法律第 224 号）第 7 条第 5 項及びお年玉付郵便葉書等に関する法律施行令（昭和 33 年政令第 279 号）第 3 条の規定に基づき、2017（平成 29）年用として発行した寄附金付お年玉付郵便葉書及び寄附金付お年玉付郵便切手に付加された寄附金の配分団体及び配分額並びに配分団体が守らなければならない事項及び配分金の用途についての監査に関する事項について、認可を受けたいので申請します。

- 1 配分団体及び配分額
別添 1 のとおり
- 2 配分団体が守らなければならない事項
別添 2 のとおり
- 3 配分金の用途についての監査に関する事項
別添 3 のとおり

2017（平成29）年用として発行した寄附金付お年玉付郵便葉書及び寄附金付お年玉付郵便切手に付加された寄附金の配分団体及び配分額について

配分団体総数 232団体 配分額総額 434,214,000円

(1) 一般助成（199団体 331,739,000円）

①社会福祉の増進を目的とする事業（150団体 248,685,000円）

配分団体			用途内容	配分額 (円)
名称	住所			
特定非営利活動法人 自立支援事業所ベトサダ	001-0021	北海道札幌市北区北21条西2丁目1番3号	生活困窮者自立支援の入居施設ベトサダ荘の玄関入口ドア及びトイレの住環境向上のための改修事業	1,600,000
特定非営利活動法人 キャンサーサポート北海道	004-8631	北海道札幌市厚別区大谷地西2-3-1 北星学園大学大島研究室	地域で暮らすがん患者と家族の体験を活かしたがんのソーシャルキャピタル醸成事業	500,000
公益社団法人 北海道ろうあ連盟	060-0002	北海道札幌市中央区北2条西7丁目 道立道民活動センター4階	聴覚障害者の情報保障及び福祉向上のために必要な機器の整備を図る整備事業	343,000
特定非営利活動法人 ポラナビ	060-0061	北海道札幌市中央区南1条西7丁目12番地5大通パークサイドビル3階	一人暮らしの方の孤立死を防ぐ着信確認サービス事業	500,000
特定非営利活動法人 あずまし家	062-0933	北海道札幌市豊平区平岸3条13丁目 AMS平岸3131階	就労継続支援B型シフォン亭ほやほやの利用者作業及び営業のための洗濯機・乾燥機の同時購入	168,000
社会福祉法人 草の実会	062-0934	北海道札幌市豊平区平岸4条17丁目6-6	通所している重度知的障がい者の送迎及び外出用車両の更改事業	1,633,000
特定非営利活動法人 北海道NPOサポートセンター	064-0808	北海道札幌市中央区南8条西2丁目5-74市民活動プラザ星園201号室	社会課題に取り組みたい市民の社会活動参加を促進するための講座開催事業	2,337,000
社会福祉法人 慧誠会	089-1182	北海道帯広市川西町西1線47番地3	デイサービス送迎・外出用リフト付送迎車両の更改事業	2,000,000
社会福祉法人 花	036-8373	青森県弘前市藤代二丁目11-6	地域移行型ホーム「さくら」で地域移行を目指す方の対象を広げるための住環境改善事業	945,000
特定非営利活動法人 暮らしのサポーターズ	020-0816	岩手県盛岡市中野二丁目5番13号 吉田直美方	社会的援護が必要な若者が入居する寮に必要な備品等購入事業	1,432,000
社会福祉法人 山形いのちの電話	990-0832	山形県山形中央郵便局私書箱99号	ボランティア電話相談員募集のための広報事業	286,000
特定非営利活動法人 ワンファミリー仙台	981-0923	宮城県仙台市青葉区東勝山2-29-10	生活困窮者を中心とする住宅確保要支援者の保証人を不要とする事業	500,000
更生保護法人 至道会	960-8003	福島県福島市森合字山ノ下4番地の2	被保護者出迎え等及び処遇諸活動のための車両の更改事業	1,050,000
特定非営利活動法人 ふくしま成年後見センター	960-8111	福島県福島市五老内町6-4 フジコーポラス101	判断能力が不十分な者、一人暮らし高齢者等を支援するための成年後見・たすけあい事業	500,000
特定非営利活動法人 クローバー福祉会	963-0541	福島県郡山市喜久田町堀之内字堂田12	就労継続支援B型事業所のトイレ増設における設備向上のための浄化槽移設改修事業	2,433,000
社会福祉法人 笑風会	963-0543	福島県郡山市喜久田町前田沢字小室山5-45	施設敷地及び近隣道路の除雪のための除雪機の新規整備事業	220,000
特定非営利活動法人 あたご	967-0005	福島県南会津郡南会津町中荒井字西原47番地	授産施設の加工食品製造時の異物混入防止のための金属検出機新規設置事業	960,000
社会福祉法人 下妻市社会福祉協議会	304-0064	茨城県下妻市本城町3丁目13番地	下妻市心身障害者福祉センター「ひばりの」の利用者の送迎・外出車両の更改事業	1,500,000
特定非営利活動法人 宇都宮子ども劇場	321-0152	栃木県宇都宮市西川田3-24-8	「ちいさなげきじょう〜0歳〜3歳児親子が今を楽しみ育ち合うための鑑賞・体験事業〜」	500,000

配分団体		用途内容	配分額 (円)
名称	住所		
特定非営利活動法人 麦わら屋	371-0857 群馬県前橋市高井町一丁目30番地3	B型事業所の新規事業として、豚肉の味噌漬け製造のための建物改修事業	2,880,000
社会福祉法人 平成会	379-2161 群馬県前橋市富田町1180の1	デイサービス事業利用者のための送迎外出車両の更改造業	1,300,000
特定非営利活動法人 大地の郷	355-0137 埼玉県比企郡吉見町大字久保田445番地3	就労継続支援B型事業所大地の郷の農作業事業拡大のためのトラクター追加購入事業	2,800,000
社会福祉法人 上尾芙蓉会	362-0043 埼玉県上尾市西宮下1-16-1	認可保育園本園と分園の危険個所の改修事業	280,000
特定非営利活動法人 アシスト秩父	368-0051 埼玉県秩父市中村町3-12-23 秩父市ふれあいセンター内	障害者、高齢者の外出支援のための車いす対応車の更改造業	1,000,000
社会福祉法人 千葉いのちの電話	260-0012 千葉県千葉市中央区本町3-1-16 CIDビル	電話相談員の相談対応力ブラッシュアップ研修及び研修ボランティア養成事業	500,000
社会福祉法人 千葉県聴覚障害者協会	260-0022 千葉県千葉市中央区神明町204-12	聴覚障害者情報提供施設「千葉聴覚障害者センター」の車いす階段リフト新設事業	2,520,000
社会福祉法人 煌徳会	262-0004 千葉県千葉市花見川区大日町1492-2	特別養護老人ホームいなげー倫荘の送迎・外出時車両の新規配備事業	1,568,000
社会福祉法人 花和会	264-0016 千葉県千葉市若葉区大宮町2107番地	ユニット型特別養護老人ホームサンライズビラの通院・外出・送迎用車両の更改造業	1,670,000
社会福祉法人 東明会	296-0044 千葉県鴨川市広場1311番地1	入居者社会参加のための作業用車新規配備	900,000
社会福祉法人 長生会	299-4341 千葉県長生郡長生村宮成3496	台風9号による空調室外機の破損によるグループホーム入居者の為の空調機器新規設置事業	680,000
特定非営利活動法人 JAEA	214-0021 神奈川県川崎市多摩区宿河原6-19-28	身体に障がいをもつ方々のための社会参加の機会拡充のための救命法普及活動	3,980,000
特定非営利活動法人 ひだまりの森	234-0055 神奈川県横浜市港南区日野南6-19-20	「子育て期の相談」拡充のための講座・研修および相談環境整備事業	500,000
特定非営利活動法人 せや	246-0032 神奈川県横浜市瀬谷区南台2-4-1 南台ハイツB24-106	高齢者・身障者の医療機関等への外出のための移送サービスの活動事業	500,000
公益社団法人 神奈川県聴覚障害者協会	251-0052 神奈川県藤沢市藤沢933-2 神奈川県聴覚障害者福祉センター内	高齢聴覚障害者など地域で孤立している聴覚障害者のための巡回相談支援事業	500,000
特定非営利活動法人 茅ヶ崎ユニバーサルデザインスクエア	253-0021 神奈川県茅ヶ崎市浜竹3丁目4-64 石黒ビル2F	センター利用者の送迎・活動場所への移動・作品の運搬・リクリエーションの為に車両の更改造業	1,169,000
社会福祉法人 成和会	259-1303 神奈川県秦野市三屋127番地3	新設福祉サービス事業所の利用者の移動・同行支援等のための車両購入事業	2,000,000
社会福祉法人 山梨桜の会	400-0003 山梨県甲府市塚原町359	甲府相川ケアセンター 通所リハビリテーションの送迎・外出・通院用車両の更改造業	1,000,000
社会福祉法人 さかき会	400-0312 山梨県南アルプス市上宮地1143	花苗育苗用ビニールハウス新築工事	3,642,000
特定非営利活動法人 ブリッジフォースマイル	100-8228 東京都千代田区大手町2-6-4 パソナビル4階	佐賀県における児童養護施設を巣立つ若者のための自立・退所後支援事業	2,800,000
特定非営利活動法人 HAICS研究会	101-0064 東京都千代田区猿樂町2丁目7-3 HKパークビルⅢ7階	「地域包括ケアシステム」を担う訪問看護師らのための感染予防対策講習会を開催する事業	1,500,000
社会福祉法人 いのちの電話	102-0071 東京都千代田区富士見1-2-32	電話相談員の相談対応力スキルアップのための研修等事業	300,000
一般社団法人 日本いのちの電話連盟	102-0071 東京都千代田区富士見1-2-32	若者等の支援のためのチャット形式によるインターネット相談事業	500,000

配分団体		用途内容	配分額 (円)
名称	住所		
特定非営利活動法人 男女平等 参画推進みなと	108-0075 東京都港区港南3-4-8-1 111	DV被害を受けた母子等の自立に向けた支援事業	1,500,000
更生保護法人 東京実華道場	113-0034 東京都文京区湯島四丁目8-1 5	更生保護施設ステップ竜岡の被保護者のための居室エアコン機器入れ替え事業	500,000
特定非営利活動法人 東京バリア フリーツアーセンター	136-0074 東京都江東区東砂1-3-2- 319	高齢者・障害者雇用促進のための掃除機能付き電動 車椅子の開発	3,375,000
特定非営利活動法人 まちぼっ と	160-0021 東京都新宿区歌舞伎2-19- 13ASKビル501	高齢者等の地域福祉推進のための空き家を活用す る事業手法の調査研究	1,500,000
特定非営利活動法人 市民シン クタンクひと・まち社	160-0021 東京都新宿区歌舞伎町2-19- 13ASKビル6階	新総合事業に関する実態調査報告集会開催事業	450,000
社会福祉法人 視覚障害者支援 総合センター	167-0034 東京都杉並区桃井4-4-3 スカイコート西荻窪2	点字印刷物により視覚障害者に適切な情報提供を 行なうための点字プリンタの更改・増備事業	3,500,000
特定非営利活動法人 ことばの 道案内	169-0075 東京都新宿区高田馬場1丁目4 番21-102号	視覚しやうがい者の社会参加のための、ことばで わかる駅情報及び周辺郵便局までのことばの道案 内制作及びスマホアプリによる情報提供事業	2,800,000
特定非営利活動法人 KHJ全 国ひきこもり家族会連合会	170-0002 東京都豊島区巣鴨3-16-1 2-301	ひきこもり問題の社会的理解促進と支援力向上の ための「全国交流研修会」開催事業	4,500,000
公益社団法人 日本てんかん協 会	170-0005 東京都豊島区南大塚3-43- 11 福祉財団ビル7F	千葉県支部機関紙「わかしお」の印刷及び本部発 行「波」買取とその発送に関わる事業	340,000
特定非営利活動法人 地域認知 症サポートブリッジ	181-0016 東京都三鷹市深大寺二丁目40 -23	認知症の人が社会参加し、地域の人が交流できる コミュニティカフェ事業	1,050,000
社会福祉法人 くすのき会	182-0034 東京都調布市下石原1-42- 11	生活介護事業所「結の里」の受注促進・工賃向上 のための紙枚数計数機の新規設置事業	920,000
特定非営利活動法人 e-MA DO病気のこどもの総合ケア ネット	390-8621 長野県松本市旭3-1-1 信 州大学医学部附属病院内	障がいのため家庭内にこもるこどもとその家族の 元気を創出する次世代ICT活用	3,900,000
社会福祉法人 みんなでいきる	943-0834 新潟県上越市西城町2丁目10 -25 大島ビル307	障害児者の短期入所事業所の増床のための施設改 修事業	4,500,000
社会福祉法人 こすもすの会	945-0045 新潟県柏崎市豊町3番10号	こすもす作業所の施設外就労支援のための外出・ 送迎用車両の新規配備	700,000
社会福祉法人 村上市社会福祉 協議会	958-8501 新潟県村上市三之町1番1号	瀬波デイサービスセンターの外出・送迎用車両の 更改事業	2,000,000
社会福祉法人 阿賀町社会福祉 協議会	959-4402 新潟県東蒲原郡阿賀町津川66 4番地	「上川高齢者生活福祉センターの送迎車両の増車 事業」	2,000,000
社会福祉法人 馬場福祉会	920-0831 石川県金沢市東山3丁目29番 22号	デイサービス及びヘルパーステーションの利用者 の送迎及び通院介助のための車両の更改事業	966,000
社会福祉法人 野々市市社会福 祉協議会	921-8815 石川県野々市市本町五丁目18 番5号	野々市市の地域福祉推進のための福祉バスの更改 事業	2,500,000
社会福祉法人 輪島市福祉会	929-2378 石川県輪島市三井町小泉上野2 番地	あての木園訪問介護センターの訪問介護活動のた めの専用車両の増備事業	500,000
社会福祉法人 若狭つくし会	917-0075 福井県小浜市南川町8-1-2	地域活動支援センターの活動の場拡張と相談室増 設のための増築工事	4,500,000
社会福祉法人 杉の子	421-0303 静岡県榛原郡吉田町片岡289 5	吉田町デイサービスセンター ひまわりの家の送 迎・外出用車両の増備事業	1,400,000
特定非営利活動法人 すだち	431-1414 静岡県浜松市北区三ヶ日町三ヶ 日804-1	生活介護事業所の新築工事に伴う特殊浴槽設置事 業	1,434,000
特定非営利活動法人 浜松NP Oネットワークセンター	432-8021 静岡県浜松市中区佐鳴台3-5 2-23	はままつ子どものためのセーフティネット強化事 業	4,500,000

配分団体			用途内容	配分額 (円)
名称	住所			
特定非営利活動法人 どんぐりの会	441-0211	愛知県豊川市御油町美世賜2-1-4番地	障がい者の工賃アップのためのポン菓子製造にかかる機械備品等整備事業	2,160,000
特定非営利活動法人 四ツ葉の会	444-0944	愛知県岡崎市北本郷町宇野添3-8番地1	「あすなる」の利用者増員及び工賃向上のための施設の屋根・外壁改修事業	4,500,000
特定非営利活動法人 名古屋おやこセンター	460-0002	愛知県名古屋市中区丸の内一丁目14-12 グランビル2B	児童虐待から子どもと親を守る講座～イヤイヤ期の子育てを楽しく～	480,000
特定非営利活動法人 ミーネット	460-0011	愛知県名古屋市中区大須4丁目1-1番地39号 川本ビル2階	就労世代のがん患者が治療と仕事を両立するためのピアサポートによる相談支援事業	500,000
特定非営利活動法人 犬山あんきにくらそう会	484-0005	愛知県犬山市大字今井字畑中4-6-1	小規模多機能型居宅介護施設の送迎及び配食サービス車両の更改事業	1,000,000
特定非営利活動法人 愛知家族会	489-0924	愛知県瀬戸市城ヶ根町4-7-6の3	薬物依存症問題解決フォーラム開催	295,000
更生保護法人 岐阜県共助会	500-8815	岐阜県岐阜市梅河町2丁目1番地	「被保護者出迎え等及び処遇諸活動のための車両の更改事業」	2,000,000
特定非営利活動法人 つくしん棒	501-4502	岐阜県郡上市八幡町島谷1-1-05番地	持続可能な里山づくりを目的に、農業を基点とした多世代が交流するための拠点整備事業	4,500,000
特定非営利活動法人 ひなたぼっこ	509-8301	岐阜県中津川市蛭川6-3-93番地2	耐震改修による古民家の再生によって地域福祉の増進を図る事業	2,722,000
特定非営利活動法人 三重県子どもNPOサポートセンター	514-0125	三重県津市大里窪田町2-7-09-1	行政・施設・NPOの協働による「社会的養護の社会化フォーラム」の取り組みを通して子どもの権利が保障される社会づくりを進める事業	3,237,000
特定非営利活動法人 滋賀県難病連絡協議会	520-0044	滋賀県大津市京町四丁目3-2-8 滋賀県厚生会館別館2階	難病患者が住みよいまちづくりのためのモデル事業	500,000
社会福祉法人 にぎやか会	525-0027	滋賀県草津市野村四丁目2-2-3	放課後等デイサービス（児童福祉サービス）の送迎用車両の更改事業	2,184,000
特定非営利活動法人 わらべ村	527-0141	滋賀県東近江市百済寺甲町2-5-3番地	障害者グループホーム自然寮の消防ポンプ新規設置事業	1,750,000
特定非営利活動法人 社会的就労支援センター 京都フラワー	601-8433	京都府京都市南区西九条東柳ノ内町4-3番地	京都フラワーに通所する利用者の清掃作業能率向上・新規利用者獲得のためのハンドハンディクリナー設置事業	80,000
公益社団法人 認知症のひとと家族の会	602-8143	京都府京都市上京区堀川通丸太町下る京都社会福祉会館内	認知症当事者の交流の場を広げるための交流・相談ネットワーク構築と人材育成事業	3,750,000
特定非営利活動法人 水度坂友愛ホーム	610-0121	京都府城陽市寺田水度坂1-1-9-30	地域密着型デイサービスの送迎車両の増設事業	900,000
特定非営利活動法人 障害者就労支援事業所 京都フォーライフ	613-0034	京都府久世郡久御山町佐山新開地1-6	障がい者雇用支援事業の作業効率化のためのベルトコンベア設置事業	800,000
特定非営利活動法人 Joint Joy	614-8376	京都府八幡市男山竹園2-1-A-03-110	障がい者就労支援事業（昼食サービス）の拡張を行うための弁当製造機器の増備設置事業	938,000
社会福祉法人 与謝郡福祉会	629-2403	京都府与謝郡与謝野町字加悦8-0-2番地7	ショートステイの送迎用車両の更新事業	1,034,000
特定非営利活動法人 絆	646-0051	和歌山県田辺市稲成町8-0番地の2	障害者就労支援施設エコファーム絆の園地管理の負担軽減のための自走草刈り機の新規設置事業	390,000
特定非営利活動法人 日本グローバルサポート	530-0005	大阪府大阪市北区中之島3丁目1番8号 リバーサイドビルディング	地域コミュニティの活性化のためのコミュニティスペース活用事業	350,000
特定非営利活動法人 シーエス障害者放送統一機構	530-0044	大阪府大阪市北区東天満2-7-12 スターポート	聴覚障害者の情報バリアフリー促進とデフリンピック啓発のための「第23回デフリンピックトルコ大会」手話字幕番組制作配信事業	2,800,000
社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会	537-0023	大阪府大阪市東成区玉津2-1-1-28	「障害を利用とする差別の解消の推進に関する法律」の啓発普及のための合理的配慮ひろめ隊活動事業	500,000

配分団体		用途内容	配分額 (円)
名称	住所		
特定非営利活動法人 エスビューロー	567-0046 大阪府茨木市南春日丘7丁目5番8号	小児がん経験者・家族のストレスマネジメント促進のための普及啓発セミナー&音楽アクティビティ事業	2,670,000
特定非営利活動法人 寝屋川あいの会	572-0042 大阪府寝屋川市東大和町1-1-1 しみずビル2階	地域支え合い活動の担い手づくり『拠点施設』の機能改善・充実のための空調機器の更改造業	2,000,000
社会福祉法人 まりも会	573-0137 大阪府枚方市春日北町四丁目1-7	障害福祉サービス事業所わかたけ利用者の新規作業展開のためのスチームコンベクションオープンの設置事業	371,000
社会福祉法人 南河学園	582-0021 大阪府柏原市国分本町7-6-14	国分保育園の給食室衛生環境整備のための冷凍冷蔵庫・空調機器の更改造業	490,000
社会福祉法人 覚寿園	595-0011 大阪府泉大津市曾根町2丁目2番38号	特別養護老人ホーム覚寿園における短期入所利用者送迎車輛の買替事業	1,000,000
社会福祉法人 こころの窓	599-8114 大阪府堺市東区日置荘西町8丁目1番1号	障害福祉サービス事業所「青い鳥」の利用者送迎用車両の更改造業	1,500,000
社会福祉法人 ばなな	599-8273 大阪府堺市中区深井清水町3488-1	障がい者通所施設サニー・サイトの授産製品販売・外出・送迎用車両の新規配備事業	2,000,000
特定非営利活動法人 女性と子ども支援センターウィメンズネット・こうべ	650-0022 兵庫県神戸市中央区元町通6-7-9 秋毎ビル1F	困難を抱えた女性や子どもの自立に向けた居場所づくり事業	4,300,000
社会福祉法人 萬年青友の会	665-0874 兵庫県宝塚市中筋7-73-3	分園新築における乳幼児健全育成のためのユニット式プールの新規購入事業	280,000
社会福祉法人 養父市社会福祉協議会	667-0022 兵庫県養父市八鹿町下網場320番地	子どもの冒険ひろば事業に使用する車両の新規配備事業	996,000
社会福祉法人 とよおか福祉会	668-0044 兵庫県豊岡市山王町9-2 NTT但馬ビル1階	障害者就労継続支援B型事業郷・とよぶの新規事業開拓のための工業用ミシンの新規設置事業	432,000
特定非営利活動法人 ほほえみの花	670-0827 兵庫県姫路市丸尾町100番地6 親和ビル	就労継続支援B型事業施設の雨漏り改修工事	850,000
社会福祉法人 日野の郷	677-0002 兵庫県西脇市前島町260-1	通所介護事業の送迎及び特別養護老人ホームご入居者様の受診、外出の送迎用車両の更新事業	900,000
特定非営利活動法人 ネクスト	677-0105 兵庫県多可郡多可町八千代区下村69-1	就労継続支援A型事業所の定員枠増大による利用者数増加に対応するための洗濯設備の増備事業。	3,656,000
社会福祉法人 聖風会	679-5331 兵庫県佐用郡佐用町福吉780番地	特別養護老人ホーム 祐あいホーム上月が実施するデイサービス・ショートステイ送迎用車両の更改造業	1,000,000
社会福祉法人 クムレ	701-0113 岡山県倉敷市栗坂8番地	児童発達支援センター倉敷学園の重症心身障害児のための入浴設備新設事業	4,000,000
一般社団法人 日本看取り士会	701-1145 岡山県岡山市北区横井上1609-2-107	市民の自宅幸せ死のための「日本の看取りを考える」イベント事業	500,000
特定非営利活動法人 おかやま多機能サポートネット	714-0096 岡山県笠岡市九番町1-22	「高齢者等への安否確認を兼ねた配食事業」	300,000
特定非営利活動法人 ライブ	689-3424 鳥取県米子市淀江町中間692番地	障がい者の漁業一般就労機会の創出、及び新工賃創出のための小型漁船整備事業	2,650,000
特定非営利活動法人 久米の家	690-0861 島根県松江市法吉町久米803番地2	施設ご利用者・地域ご利用者のニーズに対応した送迎車両の更改造業	1,000,000
特定非営利活動法人 プロジェクトゆうあい	690-0888 島根県松江市北堀町35-14 ゆうあいビル	障がい者のための収益性の高い就労の場づくり パソコン・リサイクル事業	3,500,000
社会福祉法人 吾郷会	699-4706 島根県邑智郡美郷町滝原167-1	介護老人福祉施設サンデイズ双葉園の通院・外出・送迎用車両の更改造業	1,800,000
社会福祉法人 にこにこ福祉会	720-2103 広島県福山市神辺町字西中条1099番地4	にこてらす 就労事業促進のための車両の整備事業	1,530,000

配分団体		住所	使途内容	配分額 (円)
名称				
社会福祉法人 アンダンテ	721-0945	広島県福山市引野町南1丁目6番11号	就労継続支援B型事業所ジョイ・ジョイ・ワークかりんの工賃アップのためのペーカリースキャン・ボスレジシステムの新規設置事業	1,200,000
社会福祉法人 あらくさ	729-4101	広島県三次市甲奴町本郷1215番地の1	夢工房ねむの木(就労継続支援B型事業所)の新規事業開拓のための凍結含浸食製造機器の新規設置事業	1,700,000
更生保護法人 ウィズ広島	730-0822	広島県広島市中区吉島東1丁目1番18号	更生保護施設ウィズ広島の利用者送迎及び処遇活動のための車両の更改事業	1,040,000
更生保護法人 呉清明園	737-0817	広島県呉市上二河町6番16号	更生保護施設呉清明園の被保護者の関係機関への送迎及び処遇活動の送迎用車両の更改事業	1,000,000
社会福祉法人 さくら福祉会	738-0222	広島県廿日市市津田596番地-1	母子生活支援施設 いもせハイツにおける母子のための通院・外出・送迎等車両の更改事業	700,000
社会福祉法人 倫	739-2612	広島県東広島市黒瀬町丸山18-35	就労サポートありんこ・ホームありんこ利用者の通所・通院・外出等の送迎用福祉車両の整備事業	1,050,000
社会福祉法人 親誠会	754-0893	山口県山口市秋穂二島434-1	障害者支援施設山口秋穂園(生活介護)の生産活動充実を図る純国産木耳栽培設備の新規設置事業	5,000,000
社会福祉法人 豊北福祉会	759-5511	山口県下関市豊北町大字滝部字東1042番地1	特別養護老人ホーム白滝荘利用者の外出・通院・送迎用車両の更新配備事業	800,000
特定非営利活動法人 明日に架ける橋	761-2103	香川県綾歌郡綾川町陶5779番地1	障害者就労支援施設さあかすチャレンジド三豊の新規地域交流c a f e(就労種目)什器整備事業	2,224,000
社会福祉法人 親和園	791-1121	愛媛県松山市中野町甲589番地	障害者支援施設アイルの外出・通院・送迎用車両の更改事業	1,000,000
社会福祉法人 名石会	794-0084	愛媛県今治市延喜甲301番地1	就労支援事業施設の新規事業開始のための精米機ユニットの新規設置事業	1,100,000
社会福祉法人 太陽福祉会	781-1143	高知県土佐市波介1276-4	第2太陽福祉園の食品製造エリアにおける食品安全及び利用者の作業環境向上のための改修事業	2,560,000
社会福祉法人 高知県知的障害者育成会	783-0028	高知県南国市陣山字弥市531-1	就労継続支援B型事業所 作業所ひまわりの清掃業務、加工作業の送迎用車両の更改事業	1,000,000
特定非営利活動法人 北九州精神障害者福祉会連合会	800-0028	福岡県北九州市門司区下二十町1番12号	多機能型事業所スマイル門司(主に精神障害者を支援)の事業拡大のためのパン製造機器の買い増し事業	3,500,000
特定非営利活動法人 踐士会	800-0205	福岡県北九州市小倉南区沼南町2丁目3-18	北九州市で「発達障害の理解」「自閉症児者の支援」を普及させていくための事業	3,000,000
社会福祉法人 久原福祉会	811-2501	福岡県糟屋郡久山町大字久原字証掘2263番地の3	障害福祉サービス事業所久山自立園利用者の通所の送迎及び外出時の送迎用車両の更改事業	810,000
更生保護法人 福正会	814-0006	福岡県福岡市早良区百道1丁目3番13号	被保護者出迎え等及び処遇諸活動のための車両の更改事業	926,000
社会福祉法人 筑紫野市社会福祉協議会	818-0013	福岡県筑紫野市岡田三丁目1-1	不登校に悩む保護者支援サポーター養成講座事業	500,000
特定非営利活動法人 筑紫野市「障害」児・者問題を考える会	818-0021	福岡県筑紫野市下見384-3	「障害」児・者のための余暇活動拡充事業	500,000
公益財団法人 九州盲導犬協会	819-1122	福岡県糸島市東702番地1	犬舎空調設備の効率性向上のための改修事業	2,322,000
社会福祉法人 ゆうわ会	850-0001	長崎県長崎市西山4丁目610番地	就労継続支援A型のカステラ工場拡張に伴い新規取引業者の開拓と生産量増加のための製造機器の増備事業	1,218,000
社会福祉法人 時津町手をつなぐ育成会	851-2101	長崎県西彼杵郡時津町西時津郷1156	車両購入について	700,000
特定非営利活動法人 ロバの会	854-0037	長崎県諫早市川内町524番地1	就労継続支援B型事業所「障害者就労センターロバの店」の食品表示法施行に伴うラベルプリンタ更改事業	190,000

配分団体		住所	使途内容	配分額 (円)
名称				
社会福祉法人 佐々川福祉会	857-0337	長崎県佐世保市栄町5番9号	デイサービスセンター虹の里の送迎用車両の更改事業	1,700,000
社会福祉法人 愛和会	859-5513	長崎県平戸市辻町178	施設入所者の外出、短期入所・通所介護の利用者送迎用車両の更改事業	760,000
特定非営利活動法人 市民後見人養成・活動支援ネットワーク大分	870-0846	大分県大分市大字羽屋813番地の5	高齢者等の権利擁護を図るための成年後見制度の利用促進および制度の普及・啓発活動事業	400,000
特定非営利活動法人 おおいた子ども支援ネット	870-1124	大分県大分市大字且野原823番地5	自立援助ホーム「みらい」屋上雨漏り工事事業および外構修繕事業	5,000,000
社会福祉法人 翔南会	876-0111	大分県佐伯市弥生大字井崎2579-3	障がい者通所事業所の送迎及び日中活動の移動のための代替車両の助成申請事業	866,000
社会福祉法人 弘心園	879-0473	大分県宇佐市大字下元重92番地の22	就労支援事業所の健康被害防止及び生産性の向上のための、ヒートカッター装置（裁断と同時に熱処理でき、ほつれ止めできる機械）の更改事業	2,449,000
社会福祉法人 大分県 光明寮	879-7153	大分県豊後大野市三重町玉田1515番地	下肢障がい者等の入浴を利用者・職員共に安楽に行うための入浴リフト機器新規設置事業	560,000
社会福祉法人 ゆたか福祉会	861-2236	熊本県上益城郡益城町広崎869-1	広崎保育園園庭安全確保のための改修工事事業	5,000,000
更生保護法人 熊本自営会	862-0970	熊本県熊本市中央区渡鹿6丁目6番45号	被保護者出迎え等及び処遇諸活動のための車両の更改事業	1,500,000
社会福祉法人 国富町社会福祉協議会	880-1101	宮崎県東諸県郡国富町大字本庄6889番地2	生活支援まちづくり強化事業及び地域福祉推進のための車両更改事業	1,020,000
特定非営利活動法人 クリнка鹿児島	891-1107	鹿児島県鹿児島市有屋田町603番地5	就労継続支援A型事業施設神之川温泉の事故防止と工賃向上のための改修事業	4,500,000
特定非営利活動法人 心音	891-9111	鹿児島県大島郡泊町手々知名568	離島の発達障害児とその親を地域ぐるみで支援する事業 ～子どもに夢を～	2,774,000
特定非営利活動法人 市民後見センターかごしま	892-0838	鹿児島県鹿児島市新屋敷町16番公社ビル215号	専門家等支援体制の乏しい離島の障害者の「親なき後」問題解決のための、権利擁護と生活支援の専門家による研修・相談事業	3,290,000
社会福祉法人 クオラ	895-1804	鹿児島県薩摩郡さつま町船木2315番地1	特別養護老人ホームマモリエあいら入所者の外出用車両の増車事業	1,000,000
特定非営利活動法人 いちごいち笑 ～明日香の家族～	899-2502	鹿児島県日置市伊集院町徳重1786番地2 前田平住宅4号棟106	維持継続が危ぶまれる寄田地域の寄田地域民のためのひだまりハウスを活用した日中孤立防止事業	500,000
特定非営利活動法人 JOYステーション	899-5106	鹿児島県霧島市隼人町内山田1-3-37	「鹿児島県内の子ども貧困の解消のためのフードバンク事業」	5,000,000

②風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業(5団体 8,470,000円)

配分団体		住所	使途内容	配分額 (円)
名称				
特定非営利活動法人 茨城NPOセンター・commons	310-0022	茨城県水戸市梅香2-1-39 茨城県労働福祉会館2階	常総市における水害経験を踏まえた多文化共生型の自主防災のモデル開発事業	3,500,000
特定非営利活動法人 市民航空災害支援センター	331-0823	埼玉県さいたま市北区日進町2丁目544番地1 埼玉NPOハウス内	2017社会福祉施設等がヘリコプターを活用して行う災害対応の訓練をする事業	500,000
特定非営利活動法人 アレルギー支援ネットワーク	453-0042	愛知県名古屋市中村区大秋町2-45-6	災害救援事業：食物アレルギー児に安全な避難所生活を保証するための炊き出し訓練及び調理実習の開催	1,950,000
特定非営利活動法人 つみっくらぶ	675-1367	兵庫県小野市敷地町1623-7	「楽しい防災イベント」に使用する木製大型ブロック運搬のための車両の新規配備事業	1,800,000
特定非営利活動法人 地域たすけあいの会	865-0064	熊本県玉名市中1068-1	就労継続支援A型サポートセンターわかちあいのシャワー室設置のための改修事業	720,000

③がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究、治療又は予防を行う事業(2団体 6,550,000円)

配分団体		用途内容	配分額 (円)
名称	住所		
特定非営利活動法人 シェア＝国際保健協力市民の会	110-0015 東京都台東区東上野1-20-6 丸幸ビル5階	癌や結核、難病等の重病を持つ外国人患者への持続可能な医療通訳体制の検討事業	2,550,000
一般社団法人 エヒメ健診協会	791-8036 愛媛県松山市高岡町90-5	肺がんを巡回検診で早期発見するための胸部エックス線デジタル撮影機器の増備事業	4,000,000

④交通事故の発生若しくは水難に際しての人命の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水難の防止を行う事業(2団体 676,000円)

配分団体		用途内容	配分額 (円)
名称	住所		
公益社団法人 日本水難救済会	102-0083 東京都千代田区麹町4丁目5番地 海事センタービル	水難救済思想の普及(「海の安全ハンドブック(仮称)」作成)	436,000
特定非営利活動法人 バイシクルエコロジージャパン	178-0065 東京都練馬区西大泉3-26-6	「自転車利用者の安全走行のための講習事業」	240,000

⑤青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業(29団体 45,533,000円)

配分団体		用途内容	配分額 (円)
名称	住所		
社会福祉法人 北海道家庭学校	099-0408 北海道紋別郡遠軽町留岡34番地	児童自立支援施設の生徒の通院・外出・移送用車両の更改事業	1,270,000
特定非営利活動法人 メリーゴーランド	016-0878 秋田県能代市宇臥山36番地2	子どもたちの「生きる力」を育むための冒険遊び場づくり事業	500,000
特定非営利活動法人 盛岡ユースセンター	020-0022 岩手県盛岡市大通3丁目1-23 クリエイトビル3階	不登校生と保護者および関係者のエンパワーメントのためのセミナーおよび体験活動事業	500,000
特定非営利活動法人 えき・まちネットこまつ	999-0121 山形県東置賜郡川西町大字上小松1644番地	若者の起業化と定住のための持続可能な次世代育成事業	4,500,000
一般社団法人 美馬森Japan	981-0301 宮城県東松島市牛網字上江戸原4-1	青少年の心のケアのためのホースセラピーおよび森林環境教育活動事業	1,000,000
公益財団法人 ぐんまYMCA	371-0033 群馬県前橋市国領町1-4-1	老朽化し雨漏りする会館の防水及びバリアフリートイレ設置等改修事業	4,500,000
特定非営利活動法人 子どもつとまつど	271-0051 千葉県松戸市馬橋2855番地マンションニュー松戸407号	主に学童期の子どもと障がい者との交流を図ることで「心のバリアフリー」を推進する事業	500,000
特定非営利活動法人 アフタースクール	273-0035 千葉県船橋市本中山3-7-19	母親、ひとり親が安心して働けるための延長保育&緊急保育	1,500,000
特定非営利活動法人 ふあみりーさぼーとのあ	247-0024 神奈川県横浜市長区野七里一丁目37-10	障がいの有無にかかわらず、子ども一人ひとりの特性に応じた特別支援教育事業	500,000
特定非営利活動法人 ドットジェイビー	102-0083 東京都千代田区麹町2-6-10 麹町フラッツ2階	青少年の「考え発信・行動する力」の養成および社会参画促進のための「未来国会」「未来自治体全国大会」事業	5,000,000
公益社団法人 全国少年警察ボランティア協会	102-0093 東京都千代田区平河町1丁目8番2号 山京半蔵門パレス303号	インターネット利用に係る非行及び被害防止対策の推進のためのセミナー事業	500,000
公益財団法人 全国高等学校定時制通信制教育振興会	105-0001 東京都港区虎ノ門2丁目9番8号 郵政福祉虎ノ門第二ビル3階	青少年健全育成のための手記集「燦々の太陽を求めて」21集の発刊・配布事業	750,000
特定非営利活動法人 ヒューマンライツ・ナウ	110-0005 東京都台東区上野5-3-4 クリエイティブOn 秋葉原ビル7F	中高生への人権意識普及・啓発のための人権教材開発・教育事業	5,000,000
公益社団法人 誕生学協会	151-0062 東京都渋谷区元代々木町10-10 第6まつしまビル2F	中高年の予期せぬ妊娠や中絶、デートDV、性被害等を防ぐための、いのちと性に関する健康教育授業「ガールズプログラム」の無償提供および教材配布、啓蒙普及事業	5,000,000
特定非営利活動法人 フリー・ザ・チルドレン・ジャパン	157-0062 東京都世田谷区南烏山6-6-5 3F	社会の問題に対してアクションを起こす青少年を育成するためのワークキャンプ事業	1,320,000
特定非営利活動法人 芸術資源開発機構	168-0082 東京都杉並区久我山5-23-2	高校生の「生きる力」を育むため美術鑑賞教育を革新する事業	450,000

配分団体			使途内容	配分額 (円)
名称	住所			
公益財団法人 日本郵趣協会	171-0031	東京都豊島区目白1-4-23 切手の博物館4階	障がいのある児童生徒の自立や社会参加のための「特別支援教育」推進事業	500,000
特定非営利活動法人 原爆先生	180-0012	東京都武蔵野市緑町1-3-2 8-201	「中高生向け原爆先生の特別授業」のためのコンテンツ開発と案内書郵送事業	2,540,000
特定非営利活動法人 市民共同学習プロジェクト子どもひろば	208-0002	東京都武蔵村山市神明2-38-18	不審者の犯罪被害から子どもを守るための安全講習事業	440,000
公益財団法人 金沢子ども科学財団	920-0913	石川県金沢市西町三番丁16番地	児童生徒のハイレベルな算数・数学問題へのチャレンジを支援するオリンピック支援講座事業	400,000
特定非営利活動法人 命のバトン	918-8202	福井県福井市大東1丁目11番18号	小学生に、AEDを用いた心肺蘇生法と「命」の尊さを伝えるBLS授業の普及拡大事業	400,000
特定非営利活動法人 しずおか環境教育研究会	422-8077	静岡県静岡市駿河区谷田1170-2	環境教育の場の創造のための担い手創出事業	500,000
特定非営利活動法人 子育て支援のNPOまめっこ	462-0845	愛知県名古屋市中区柳原4丁目2-3	乳幼児を持つ家族の絆を深めるための「家族の絆レストラン」事業	750,000
特定非営利活動法人 日本こころのカウンセリング協会	471-0823	愛知県豊田市今町3-7-50	不登校や引きこもりのサポーター養成のための講習会事業	500,000
特定非営利活動法人 シェイクハンズ	484-0083	愛知県犬山市大字犬山字東古券70番2	貧困からくる子どもの教育格差を解消し、未来を応援するネットワークづくり 事業	2,340,000
特定非営利活動法人 子どもNPOはらっぱ	599-0202	大阪府阪南市下出477-5 こどもセンター（ふれ愛ホーム）	「18歳までの子どもの声を聴く相談員配置」のための基盤整備事業	450,000
特定非営利活動法人 フリースクール クレイン・ハーバー	852-8156	長崎県長崎市赤迫1丁目4番16号 コーポヒロイン6F	ひきこもり傾向の不登校児童生徒のための郵便による通信学習支援事業	2,550,000
特定非営利活動法人 日田子ども劇場	877-0007	大分県日田市丸の内町8-37 松原アパート2号室	「子どもたちの郷土愛と健やかな人間関係を育む為の活動事業ーキラリ日田プロジェクトー」	873,000
特定非営利活動法人 KAプロジェクト	869-3601	熊本県上天草市大矢野町登立14147-4	青少年の健全育成のための自然体験教室事業	500,000

⑥健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興のための事業(1団体 500,000円)

配分団体			使途内容	配分額 (円)
名称	住所			
特定非営利活動法人 伊賀フューチャーズクラブ	518-0861	三重県伊賀市上野東町2957 ナカムラビル3F	中高年者の健康保持増進のための、ノルディックウォーキング普及展開事業	500,000

⑦地球環境の保全(本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。)を図るために行う事業
(10団体 21,325,000円)

配分団体			使途内容	配分額 (円)
名称	住所			
特定非営利活動法人 エコ・モビリティ サッポロ	060-0906	北海道札幌市東区北6条東2丁目3-6 松崎ビル1F	真駒内エリアにおける観光、移動のための自転車タクシーによる交流事業	500,000
公益財団法人 北海道新聞野生生物基金	060-8711	北海道札幌市中央区大通西3丁目6番地	北海道全域にわたって花の開花調査をする「北海道フラワーソン2017」	1,194,000
特定非営利活動法人 白神山地を守る会	030-0947	青森県青森市浜館字科86-1	白神山地のブナの森を守るための植林・苗床支援活動事業	1,150,000
特定非営利活動法人 みなと研究会	998-0011	山形県酒田市上安町一丁目5番地の2	シートベルトを活用した鱒の産卵床の製作と、カキ殻リサイクルによる循環型社会の形成	3,749,000

配分団体			使途内容	配分額 (円)
名称	住所			
特定非営利活動法人 森のライフスタイル研究所	396-0025	長野県伊那市荒井2番地 通り町第一ビルB1F 市民ひろば内	里山・谷戸の再生と親子が気軽に交流できる場づくりにつながる野外プログラムの実施	3,102,000
特定非営利活動法人 サンクチュアリーエヌピーオー	433-8123	静岡県浜松市中区幸2-17-9	生物のマイクロプラスチック誤食防止のためのプラゴミゼロプロジェクト事業	3,150,000
特定非営利活動法人 イカオ・アコ	475-0836	愛知県半田市青山3-2-18-301	日比の若年層を対象とした環境配慮型グローバル人材の育成のためのESD事業	1,013,000
一般社団法人 和歌山環境エコ・アクション・ポイント協会	646-0026	和歌山県田辺市宝来町16-9-1202	刑務所出所者等を雇用する事業主間の情報連携と環境配慮化の促進を図るための新聞発行事業	1,600,000
特定非営利活動法人 土佐の森・救援隊	781-2154	高知県高岡郡日高村岩目地字中山940-1 土佐の森・救援隊 日高事業所	日本の森づくりのための自伐林業方式の推進活動事業	2,318,000
特定非営利活動法人 黒潮実感センター	788-0343	高知県幡多郡大月町柏島625	持続可能な里海づくりとカーボン・オフセットの普及啓発事業	3,549,000

(2) 東日本大震災及び平成28年熊本地震の被災者救助・予防(復興)助成 (33団体 102,475,000円)

東日本大震災及び平成28年熊本地震による被災者の救助又はその予防(復興)を目的とする事業

配分団体			使途内容	配分額 (円)
名称	住所			
特定非営利活動法人 サンガ岩手	020-0866	岩手県盛岡市本宮五丁目10番13号	岩手県盛岡市と大槌町の被災された高齢者の為の生きがいづくり事業	4,695,000
特定非営利活動法人 吉里吉里国	028-1101	岩手県上閉伊郡大槌町吉里吉里3-6-28	大槌の地域復興のための大槌の森林の再生と人材の育成事業	4,500,000
特定非営利活動法人 まちづくり・ぐるっとおおつち	028-1121	岩手県上閉伊郡大槌町小槌27-41-4	復興ふるさとのコミュニティ構築のための大槌・湧水の郷、食文化発信事業。	4,860,000
特定非営利活動法人 全国コミュニティライフサポートセンター	981-0932	宮城県仙台市青葉区木町16-30 シンエイ木町ビル1F	熊本被災地現地支援関係者のための、東日本大震災被災地視察・交流事業	3,550,000
特定非営利活動法人 仙台傾聴の会	981-1232	宮城県名取市大手町5丁目6-1	傾聴活動による被災者支援・人材育成	5,000,000
特定非営利活動法人 仙台夜まわりグループ	983-0044	宮城県仙台市宮城野区宮千代2丁目10番12号	「仙台及び東北全域の被災者を含む生活困窮者のための生活相談、生活支援事業」	2,900,000
特定非営利活動法人 生命と環境保全	989-0244	宮城県白石市上久保3番2号	みやぎ山元地区海岸防災林再生活動のための事業	1,338,000
特定非営利活動法人 亙理いちごっこ	989-2351	宮城県亙理郡亙理町字南町東10-1	被災地域における食などを通じたコミュニティ再生事業	3,500,000
特定非営利活動法人 ビーンズふくしま	960-8066	福島県福島市矢剣町2-2-5	避難している子どもの帰宅後の居場所を確保しながら行う学習・遊び・生活環境整備と地域コミュニティ形成のための復興支援事業	5,000,000
特定非営利活動法人 表郷ボランティアネットワーク	961-0416	福島県白河市表郷金山字越堀151番地1	被災地高齢者の生活支援(ご用聞き)及び原子力災害風評被害払拭、安心・安全PR事業	1,044,000
特定非営利活動法人 FUKUSHIMAいのちの水	963-1017	福島県郡山市安積1丁目3番5号	「おばあちゃんと子ども食堂」放射能災害で分断された社会の中にある福島のお母さんたちの手で、貧困家庭(ひとり親等)の児童と周辺孤老のための、子ども食堂を設営し、食育支援、育児支援をしてゆく事業。	2,500,000
特定非営利活動法人 しんせい	963-8022	福島県郡山市西の内1丁目25-2	避難障がい者と避難先地域・土・未来を結ぶ温室設置事業	4,990,000
特定非営利活動法人 会津地域連携センター	965-0035	福島県会津若松市馬場町1-20-2F	会津に避難されている方への生活応援・交流・コミュニティ再生事業	3,550,000
社会福祉法人 しらゆり会	329-2754	栃木県那須塩原市西大和6-5	除染のために除去された保育園園庭の芝生再生事業	400,000

配分団体		用途内容	配分額 (円)
名称	住所		
学校法人 西那須野学園	329-2754 栃木県那須塩原市西大和6-15	除染のために除去された幼稚園園庭の芝生再生事業	700,000
特定非営利活動法人 たすけあいの会ふれあいネットまつど	270-0003 千葉県松戸市東平賀7番地の2	東日本大震災により千葉県内に避難している広域避難者が地域活動に参加することを支援するための研修事業	5,000,000
特定非営利活動法人 スマイルクラブ	277-0858 千葉県柏市豊上町23-29	アダプテッドスポーツ（障がい者スポーツ）による、障がい児のための熊本復興支援モデル事業	5,000,000
特定非営利活動法人 フォトサルページの輪	277-0871 千葉県柏市若柴1-25 レジデンス北斗 405号 柏の葉ワークサイト（KWS）	南相馬市に残る未返却写真のデジタル化を行うための復興支援事業	2,852,000
特定非営利活動法人 フォトボイス・プロジェクト	105-0011 東京都港区芝公園2-6-8 6階OWL	写真を通して被災者の声を発信するための事業～よりよい防災・復興に向けて	2,478,000
特定非営利活動法人 エコロジー・アーキスケーブ	108-0073 東京都港区三田2-7-9-1103	飯館村避難解除に伴う健康支援・紐帯維持支援プロジェクト	4,195,000
一般社団法人 RQ災害教育センター	116-0013 東京都荒川区西日暮里5-38-5	東無田地区の復興を目指す「復興朝市」事業	2,331,000
特定非営利活動法人 FUKUSHIMAこころつなぐプロジェクト	135-0022 東京都江東区三好一丁目7番12号 パインコーポ301号	被災者の地域再参加のための復興事業	800,000
特定非営利活動法人 野外遊び喜び総合研究所	183-0035 東京都府中市四谷3-27-196-A	福島県の子どもが「生き抜く力」を養う復興支援事業とこなんのいえ改修事業	3,500,000
特定非営利活動法人 菜の花プロジェクトネットワーク	521-1311 滋賀県近江八幡市安土町下豊浦3番地	福島県での「菜の花プロジェクト」による全国菜の花サミット開催、並びに農地再生と地域復興のためのボランティア事業	2,200,000
特定非営利活動法人 和	600-8833 京都府京都市下京区七条大宮西入西酢屋町10	関西への広域避難者のための相談・交流拠点「復興サロンNagomi」運営事業	3,500,000
特定非営利活動法人 きょういく環境プロデュース	670-0895 兵庫県姫路市北平野台町5-12	熊本地震による災害弱者のための心のケア支援とふるさと熊本コミュニティ作り事業	2,660,000
特定非営利活動法人 福島の子どもたち香川へおいでプロジェクト	760-0022 香川県高松市西内町7-25	福島の子どもたちの保養を通して被災地と香川をつなぎ息長い支援の輪を広げる事業	1,500,000
一般社団法人 九州女性起業家のびんびん会	812-0014 福岡県福岡市博多区比恵町7-27-209	熊本・大分地震後復興応援のために活躍する九州の女性の紹介DVD作成と上映及び九州の女性応援シンポジウム事業	3,332,000
社会福祉法人 熊本県コロニー協会	860-0051 熊本県熊本市西区二本木3丁目12番37号	就労継続支援A型事業の就労支援（印刷事業）継続のための機器（無線綴機）更新事業	3,500,000
社会福祉法人 ひまわり福祉会	861-1104 熊本県合志市御代志1342	熊本地震における施設敷地内の陥没等の災害の復旧	1,700,000
社会福祉法人 くまもと障害者労働センター	861-8039 熊本県熊本市東区長嶺南1丁目5番40号	被災後の障害者施設での就労環境改善のための復興支援事業	900,000
特定非営利活動法人 でんでん虫の会	862-0950 熊本県熊本市中央区水前寺6-11-27	みなし仮設住宅等ひとり暮らしの方の居場所づくり事業	5,000,000
特定非営利活動法人 五ヶ瀬自然学校	882-1201 宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字鞍岡6452番地乙	熊本地震による被災地の復興のための「学びのある観光」醸成事業	3,500,000

配分団体が守らなければならない事項

1 配分金の使途の制限

配分金は、日本郵便株式会社（以下「会社」という。）が当該配分金を配分する旨を決定した事業の実施計画（以下「実施計画」という。）以外の使途に使用してはならない。

2 実施計画の変更等

- (1) やむを得ない事由により実施計画を変更しなければならないときは、あらかじめその旨を会社に文書をもって届け出、その承認を受けなければならない。
- (2) 実施計画に基づく事業に予定の期日に着手することができないとき、又は完了することができなくなったときは、速やかに会社の指示を受けなければならない。
- (3) 実施計画に基づく事業の遂行が困難となったときは、速やかに会社の指示を受けなければならない。

3 配分金の経理

配分金は、他の資金と区別して経理し、常にその使途を明らかにしておかなければならない。

4 配分金に係るものであることの表示

配分金に係る車両、機器、施工した施設、調製した冊子又は活動に係るチラシやポスター等には、配分金によるものである旨の表示をしなければならない。

なお、この表示は、実施計画に基づいて当該車両等が使用されている間は、引き続き掲げておかなければならない。

5 配分金に係る車両、機器、施工した施設、調製した冊子又は活動に係るチラシやポスター等の使途の制限

配分金に係る車両、機器、施工した施設、調製した冊子又は活動に係るチラシやポスター等は、当該配分金の対象とする事業に係る使途以外の用に供してはならない。

6 余剰金

配分金に係る事業が完了した際、配分金に余剰金が生じたときは、速やかに会社に返還しなければならない。

7 その他

偽りその他不正の手段により配分金の交付を受けた場合には、会社の指示するところにより、当該配分金を返還しなければならない。

配分金の用途についての監査に関する事項

1 監査に応ずる義務

日本郵便株式会社（以下「会社」という。）が配分金の用途についての監査（以下「監査」という。）を行おうとするときは、配分団体は、これに応じなければならない。

2 監査の実施時期

監査は、配分金に係る事業完了の翌年度に行う。

3 監査の実施方法

- (1) 監査は、原則として実地監査により行う。ただし、監査対象団体が遠隔の地にあるなど、実地監査により難しい場合は、書面監査により行うことができる。
- (2) 当該事業の実施に要した経費の一部に配分金以外の資金を充当しているときは、監査に必要な限度において、当該資金を含め監査することがある。
- (3) 監査の具体的実施内容は、以下のとおりとし、詳細は会社が別の定めるところによるものとする。

ア 配分金の入出金状況の確認

イ 当該事業の実施状況

お年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則第2条第2項に規定された事項

1 配分団体ごとの配分すべき額の算出方法

配分団体ごとの配分すべき額については、寄附金を配分することが適当と認められた配分団体が申請書において記載した寄附金申請額を基本とし、審査の過程において申請額に査定がある場合には必要に応じて減額を行い、決定します。

2 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律224号）第7条第2項の規定により寄附金の額から控除した費用の額及びその内訳

(1) 寄附金付お年玉付郵便葉書及び寄附金付お年玉付郵便切手の発行及び販売並びにそれらに付加された寄附金の取りまとめのため特に要した費用

13,028,169円

(2) 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため特に要する費用

6,570,498円

(3) 合計

19,598,667円

3 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律224号）第9条第2項の規定により寄附金に充てられた金額

0円

**平成29年用寄附金付お年玉付郵便葉書等に
付加された寄附金の配分団体等の認可について**

**平成29年3月24日
総務省**

第1 寄附金付郵便葉書等に付加された寄附金の配分について

1 配分対象事業等

日本郵便株式会社は、寄附金付郵便葉書等に付加された寄附金について、お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律第224号。以下「お年玉法」という。）第5条第2項により以下の事業を行う団体に対して寄附金を配分することが可能となっており、日本郵便株式会社は以下の10の事業について公募を行い、配分団体毎に配分すべき額を決定することとしている。

- ①社会福祉の増進
- ②風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防
- ③がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究、治療又は予防
- ④原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助
- ⑤交通事故の発生若しくは水難に際しての人命の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水難の防止
- ⑥文化財の保護
- ⑦青少年の健全な育成のための社会教育
- ⑧健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興
- ⑨開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護
- ⑩地球環境の保全（本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。）

また、お年玉法第7条第4項により、日本郵便株式会社は、配分すべき額を決定するに当たっては、配分団体が守らなければならない事項及び配分金の使途についての監査に関する事項を定めることとしている。

2 総務大臣の認可

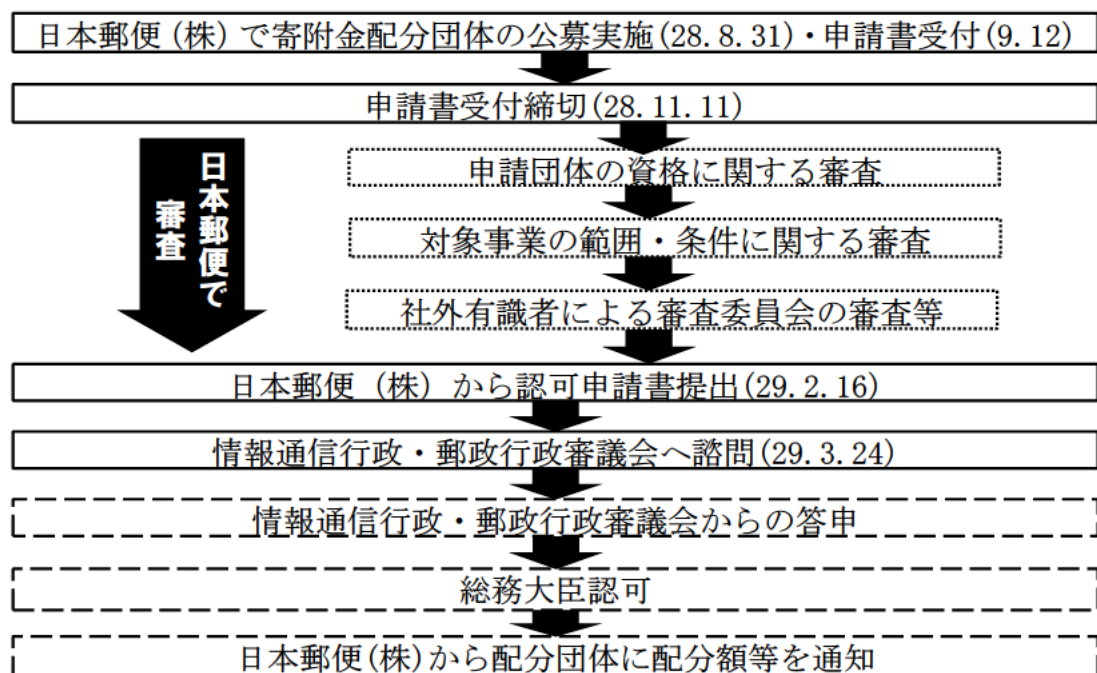
お年玉法第7条第5項に基づき、日本郵便株式会社がとりまとめた寄附金を配分団体毎の配分すべき額等を決定するに当たっては、総務大臣の認可を要することとなっており、平成29年用寄附金付年賀葉書等に付加された寄附金について、今回、認可申請を受けたところ。

3 審議会への諮問

お年玉法第11条に基づき、総務大臣は認可を行うにあたり、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問することとなっており、今回諮問を行っているもの。

第2 日本郵便株式会社の寄附金配分団体の公募

1 寄附金配分までの流れ



2 公募の概要

日本郵便株式会社では、平成28年8月に寄附金配分団体の公募を開始。

(1) 配分対象事業

平成30年3月末日までに完了するもので、第1の1①～⑩のとおり。

(2) 助成分野

- ア 活動・一般プログラム
- イ 活動・チャレンジプログラム
- ウ 施設改修
- エ 機器購入
- オ 車両購入
- カ 東日本大震災及び平成28年熊本地震の被災者救助・予防(復興)【特別枠】

(申請可能団体)

ア～オ：社会福祉法人、更生保護法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人及び特定非営利活動法人(NPO法人)

カ：営利を目的としない法人(上記団体に加え、生協法人、学校法人等)

(3) 連続年配分の制限

2年連続して同一団体(法人)は助成不可。

(前回、上記のイ又はカの方野で事業実施の場合並びに今回、カの方野で事業実施の場合を除く。)

第3 日本郵便株式会社からの申請

1 概要

平成29年の寄附金付年賀葉書・年賀切手で寄せられた寄附金の配分について、次の(1)～(3)の申請があったもの。

(1) 配分金・配分団体の決定(お年玉法第7条第4項)

ア 配分金

(ア) 寄せられた寄附金額

	販売枚数	寄附金額
寄附金付年賀葉書 (52円+寄附金5円)	8,154万枚	4億769万円
寄附金付年賀切手 (52円+寄附金3円)	928万枚	2,784万円
寄附金付年賀切手 (82円+寄附金3円)	83万枚	250万円
合計	9,165万枚	4億3,803万円

(イ) 配分原資と配分金

寄附金額①	4億3,803万円
前年からの繰越金②	2,321万円
配分費用③	1,960万円
配分原資④(①+②-③)	4億4,165万円
配分金⑤	4億3,421万円
繰越金(④-⑤)	744万円

(万枚・万円未満は四捨五入)

イ 日本郵便株式会社が寄附金を配分しようとする団体数

232団体

(2) 配分団体が守らなければならない事項(お年玉法第7条第4項)

配分金の目的外利用禁止や他の資金と区別して経理すること等を定めている。

(3) 配分金の使途についての監査に関する事項(お年玉法第7条第4項)

配分団体の監査応諾義務や監査の実施方法等を定めている。

2 日本郵便株式会社における寄附金配分の考え方

(1) 審査方法

ア 適格性審査

- ② 申請可能な法人格を有していること
- ② 2年連続して配分を受けるものでないこと（前回、東日本大震災の被災者救助・予防(復興)又は活動・チャレンジプログラムによる事業実施の場合並びに今回、東日本大震災及び平成28年熊本地震の被災者救助・予防(復興)による事業実施の場合は除く。）
- ③ 必要な添付書類が付されていること
等について審査を実施。

イ 配分審査

申請1件当たり2名の審査委員により審査・評価するなどし、審査委員会に報告・審議。申請事業の内容評価のほか、より多くの団体に配分が可能になるよう、定量的条件を加味して優先順位をつける。

【申請事業に期待する項目】

- 先駆性の高い事業であること
- 社会的ニーズとその波及効果の高い事業であること
- 事業計画の明確性・実現性が高い事業であること
- 事業実施の緊急性の高い事業であること

【定量的条件】

- 寄附金申請額が少額
- 一定の自己負担がある。自己負担額割合が高い
- 団体の前年度決算における次期繰越剰余金がより少額

(2) 団体からの申請と採択状況

日本郵便宛の 団体からの申請		日本郵便の配分 (案)		採択率	
件数	金額(万円)	件数	金額(万円)	件数	金額
820	215,660	232	43,421	28.3%	20.1%
(965)	(262,971)	(243)	(48,795)	(25.2%)	(18.6%)

(括弧内は前年)

第4 審査結果

お年玉法の規定に適合したものと認められることから、認可することが適当である。

審査基準	審査結果	理由
<p>取りまとめた寄附金から控除される次の費用が妥当であること。</p> <p>ア 寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに当該寄附金のとりまとめのため日本郵便株式会社（以下「会社」という。）において特に要した費用</p> <p>イ 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため、会社において特に要する費用（寄附金の額の100分の1.5に相当する額を限度） （法第7条第2項）</p>	<p>適</p>	<p>会社は、寄附金の額から控除する費用の額のうち、寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに当該寄附金に係る取りまとめのために特に要した費用として、寄附金公募の周知費用（新聞広告掲載料等）等を計上しているところ、会社より申請に際して提出された参考資料において、当該費用の額は適切に積算されていることを確認しており、妥当なものと認められる。</p> <p>また、会社は、寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のために特に要する費用として、寄附金の管理等に要する人件費等を計上しているところ、同様に、当該費用の額は適切に積算されていると認められ、かつ、法第7条第2項に定める限度額を超えないものであることから、当該費用の額については、妥当なものと認められる。</p> <p>※今回の寄附金の配分に当たって会社が控除する費用（注：万円未満は四捨五入）</p> <p>ア 寄附金付お年玉付郵便葉書等の発行及び販売並びに寄附金の取りまとめのために特に要した費用</p> <p>（ア）使途 寄附金公募の周知費用（新聞広告掲載料等）、業務委託費等</p> <p>（イ）金額 1,303万円</p> <p>イ 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため特に要する費用</p> <p>（ア）使途 寄附金の管理等に要する人件費、業務委託費等</p> <p>（イ）金額 657万円 ※法第7条第2項で定める上限</p>

審査基準	審査結果	理由
		(寄附金額4億3,803万円の100分の1.5に相当する額:657万円)の範囲を超えていない。
<p>寄附金が、社会福祉の増進を目的とする事業等の法第5条第2項各号に掲げる事業を行う団体の当該事業の実施に必要な費用に充てられていること。 (法第7条第3項)</p>	適	<p>配分団体の決定については、寄附金の公募要領によれば、会社において、申請団体の資格及び法第5条第2項各号に掲げる事業を行う団体か否かについての内容審査を行った上で公募時に公表している審査基準にのっとり、社外有識者から構成される審査委員会で審議等を経て付された優先順位にしたがって決定している。</p> <p>配分団体ごとの配分すべき額の決定については、寄附金の公募要領によれば、会社において、申請額を基本として審査委員会が行う査定に基づき、優先順位にしたがって総合的に決定していることから、公正であると認められる。以上により、配分団体及び配分団体ごとの配分すべき額の決定は妥当なものと認められる。</p>
<p>配分に係る寄附金(以下「配分金」という。)の用途の適正を確保するために配分団体が守らなければならない事項が定められていること。 (法第7条第4項)</p>	適	<p>配分団体が守らなければならない事項としては、配分金の用途制限、実施計画の変更、配分金の経理等に関するものを定めており、配分金の用途の適正を確保するために必要十分なものであることから、妥当なものと認められる。</p>
<p>配分金の交付、配分金の用途についての監査及び当該監査の結果に基づく配分金の返還に関し必要な事項が定められていること。 (法第7条第4項)</p>	適	<p>監査に関する事項としては、監査に応ずる義務、監査の実施時期及び監査の実施方法を定めており、配分金の用途の適正を確保するために必要十分なものであることから、妥当なものと認められる。</p>

參考資料

1 日本郵便（株）の寄附金の事業別配分推移

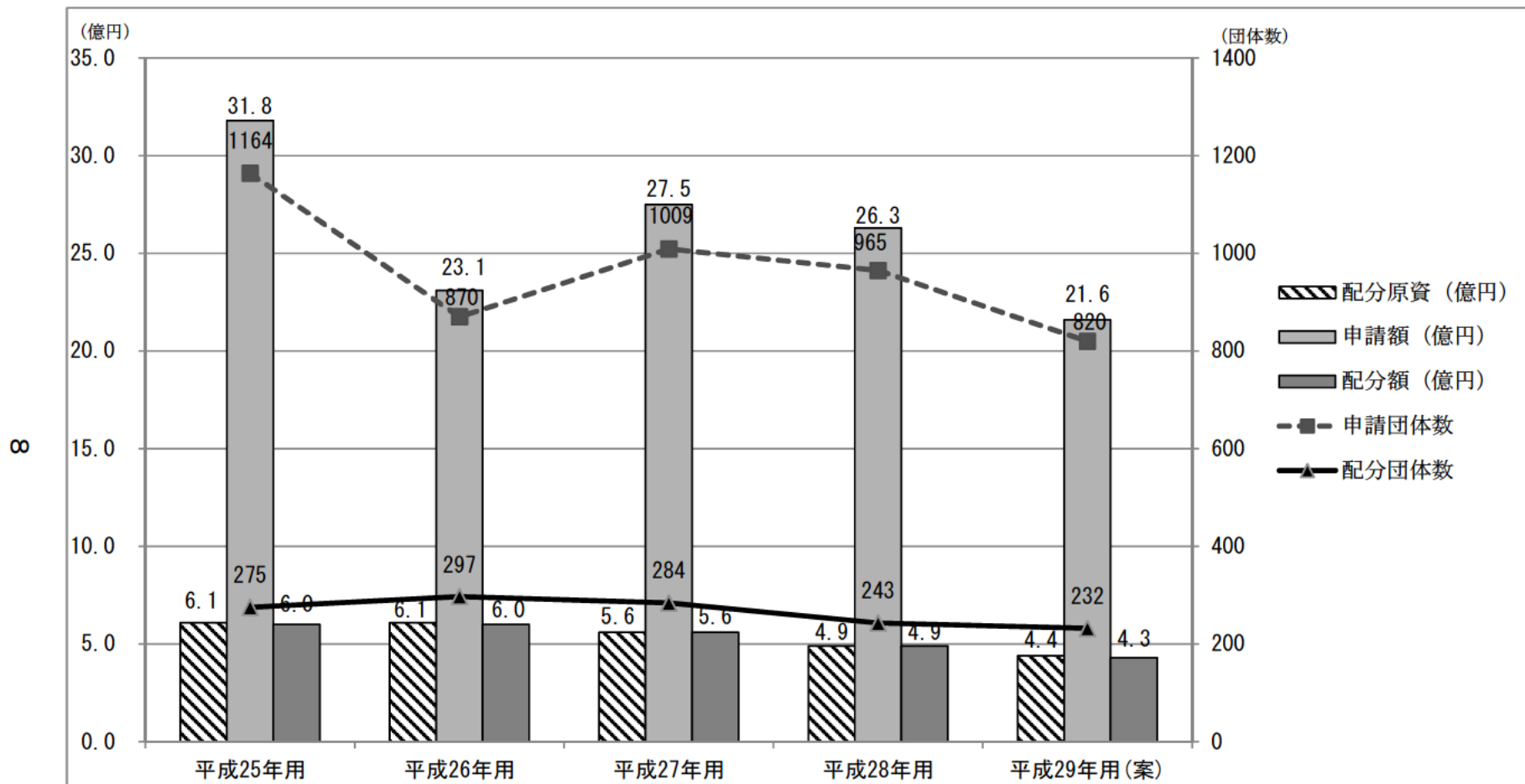
(金額：万円)

事業\項目	平成25年用		平成26年用		平成27年用		平成28年用		平成29年用(案)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
1号事業(社会福祉増進)	180	34,951	215	39,618	202	40,132	155	30,137	150	24,869
2号事業(非常災害救助・予防)	30	10,735	26	10,136	31	8,612	30	9,617	38	11,095
(再掲)東日本大震災及び平成28年熊本地震*1	29	10,686	24	9,659	27	7,821	27	9,277	33	10,248
3号事業(特殊疾病治療・予防)	3	550	0	0	2	336	1	320	2	655
4号事業(原爆治療・援助)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5号事業(交通事故・水難)	0	0	1	50	1	28	2	428	2	68
6号事業(文化財保護)	3	589	3	750	2	473	1	52	0	0
7号事業(青少年健全育成)	39	6,111	39	5,640	36	4,812	40	5,667	29	4,553
8号事業(健康保持増進)	1	11	1	50	3	300	3	132	1	50
9号事業(海外留学生援護)	2	840	0	0	2	270	1	428	0	0
10号事業(地球環境保全)	17	6,225	12	4,158	5	1,229	10	2,015	10	2,133
計	275	60,011	297	60,402	284	56,191	243	48,795	232	43,421*2

*1：平成29年用配分より公募開始

*2：金額を四捨五入しているため、合計は配分額と相違

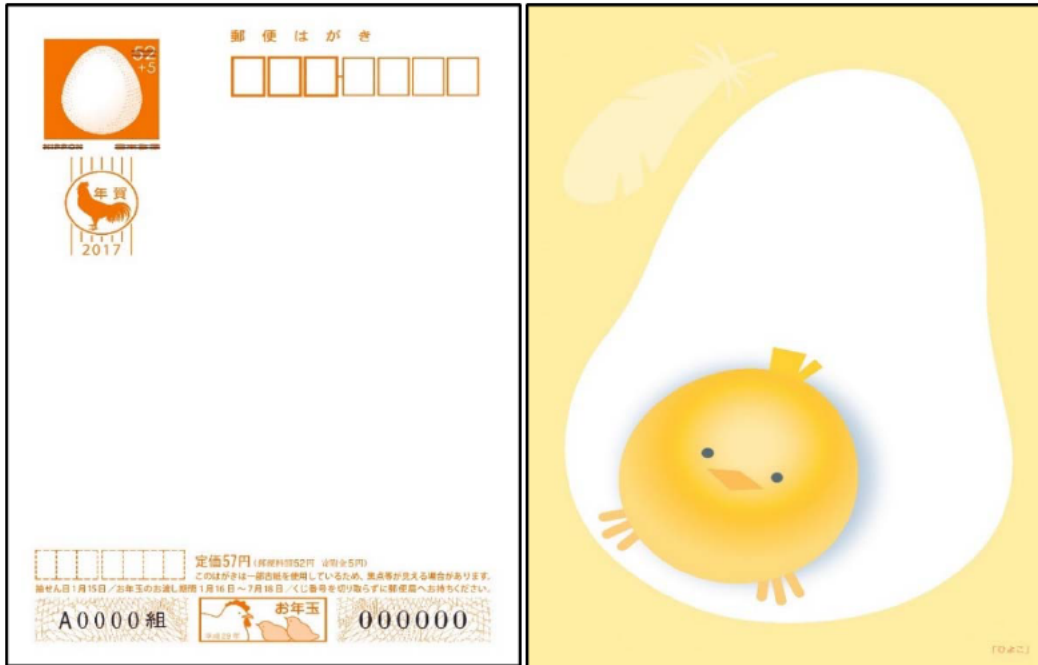
2 最近5年間の寄附金の配分原資・日本郵便（株）への申請・配分状況



3 平成29年用寄附金付の年賀葉書と年賀切手

【全国版：寄附金付年賀葉書（52円+寄附金5円）】

■意匠：「ひよこ」



【寄附金付年賀切手（52円+寄附金3円）】

■意匠：倉敷はりこ とり

■印面寸法（縦×横）：48.0mm×23.0mm



【寄附金付年賀切手（82円+寄附金3円）】

■意匠：伊予一刀彫 十二支 酉（とり）

■印面寸法（縦×横）：48.0mm×22.5mm

4 関係法令条文

○お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律第224号）

第二条 会社は、前条の規定により発行するお年玉付郵便葉書等につき、その発行前に、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- 一 発行の数
- 二 販売期間
- 三 くじ引の期日
- 四 前条第一項の金品の金額又は種類及び当せんの数
- 五 前条第一項の金品の支払又は交付の期日及び手続

（寄附金付郵便葉書等の発行）

第五条 会社は、寄附金を郵便に関する料金に加算した額の郵便葉書又は郵便切手（お年玉付郵便葉書等を含む。以下「寄附金付郵便葉書等」と総称する。）を発行することができる。

2 前項の寄附金は、次の各号に掲げる事業を行う団体の当該事業の実施に必要な費用に充てることを寄附目的とするものでなければならない。

- 一 社会福祉の増進を目的とする事業
- 二 風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業
- 三 がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究、治療又は予防を行う事業
- 四 原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助を行う事業
- 五 交通事故の発生若しくは水難に際しての人命の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水難の防止を行う事業
- 六 文化財の保護を行う事業
- 七 青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業
- 八 健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興のための事業
- 九 開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護を行う事業
- 十 地球環境の保全（本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。）を図るために行う事業

3 会社は、第一項の規定により発行する寄附金付郵便葉書等につき、その発行前に、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、当該寄附金付郵便葉書等が、寄附金付きのお年玉付郵便葉書等である場合には、当該お年玉付郵便葉書等に係る第二条の規定による公表の際、同条各号に掲げる事項のほか、第一号及び第四号に掲げる事項を公表すれば足りる。

- 一 寄附目的
- 二 発行の数
- 三 販売期間
- 四 付加される寄附金の額

- 4 寄附金付郵便葉書等には、寄附金の額を明確に表示しなければならない。

(寄附の委託)

第六条 会社（寄附金付郵便葉書等の販売に関する業務の委託を受けた者を含む。）から寄附金付郵便葉書等を購入した者は、その購入によつて、寄附金付郵便葉書等に表示されている額の寄附金を、当該寄附金付郵便葉書等につき前条第三項の規定により公表された寄附目的をもつて寄附することを会社に委託したものとする。

(寄附金の処理等)

第七条 会社は、前条の規定により委託された寄附金を遅滞なく取りまとめるものとする。

- 2 会社は、前項の規定により取りまとめた寄附金（次条及び第九条を除き、以下単に「寄附金」という。）の額から、当該寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに同項の規定による取りまとめのため会社において特に要した費用の額並びに寄附金の額の百分の一・五に相当する額を限度として、寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため会社において特に要する費用の額を控除するものとする。
- 3 会社は、前項の規定により費用の額を控除した後の寄附金について、第五条第三項の規定により公表した同項第一号の寄附目的に係る団体で当該寄附金を配分すべきもの（以下「配分団体」という。）及び当該団体ごとの配分すべき額を決定するものとする。
- 4 会社は、前項の規定による決定をするに当たつては、当該配分に係る寄附金（以下「配分金」という。）の使途の適正を確保するために当該配分団体が守らなければならない事項並びに配分金の交付、配分金の使途についての監査及び当該監査の結果に基づく配分金の返還に関し必要な事項を定めるものとする。
- 5 会社は、第三項の規定による決定をし、又は前項に規定する当該配分団体が守らなければならない事項若しくは配分金の使途についての監査に関する事項を定めるには、総務大臣の認可を受けなければならない。
- 6 会社は、第三項の規定による決定をしたときは、遅滞なく、その内容を公表するとともに、当該配分団体に係るその内容及び第四項に規定する事項を当該配分団体に通知しなければならない。

第八条 配分金の辞退等により、交付し、又は交付すべきであつた配分金の全部又は一部が返還され、又は交付できなくなつたときは、当該返還され、又は交付できなくなつた配分金は、その返還され、又は交付できなくなつた日以後最初に第五条第一項の規定により発行される寄附金付きの郵便葉書（第一条第一項の規定によりお年玉付きとして発行されるものに限る。）にその額が表示されている寄附金とみなす。

(寄附金の経理等)

第九条 会社は、寄附金を配分団体に交付するまでの間、これを運用した場合において、利子その他の収入金が生じたときは、その収入金を寄附金に充てるものとする。

2 前条の規定は、前項の利子その他の収入金について準用する。

第十条 会社は、毎年、前年の十月一日からその年の九月三十日までの間における寄附金に関する経理状況を公表するものとする。

(協議等)

第十一条 総務大臣は、第七条第五項の認可をしようとするときは、当該寄附金付郵便葉書等の寄附目的に係る事業を所管する大臣に協議し、かつ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。

(政令への委任)

第十二条 この法律に定めるもののほか、寄附金の処理に関し必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

第十三条 第七条第五項の規定により総務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたときは、その違反行為をした会社の取締役又は執行役は、百万円以下の過料に処する。

○お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令（昭和33年政令第279号）

(寄附金の配分を受けようとする団体の公募)

第一条 日本郵便株式会社（以下「会社」という。）は、お年玉付郵便葉書等に関する法律（以下「法」という。）第七条第三項の規定による決定をしようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該寄附金の配分を受けようとする団体を公募しなければならない。

(審議会等で政令で定めるもの)

第四条 法第十一条の審議会等で政令で定めるものは、情報通信行政・郵政行政審議会とする。

2016年8月31日

日本郵便株式会社

2017（平成29）年度年賀寄附金配分団体の公募

日本郵便株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長 横山 邦男）は、2017（平成29）年度年賀寄附金配分団体の公募を2016（平成28）年9月12日（月）から開始します。

寄附金付年賀葉書による年賀寄附金助成は、1949（昭和24）年に始まり、今年で68年目を迎え、この歴史を重ねる中で、日本固有の寄附文化に発展してきました。寄附金付年賀葉書は、戦後の社会経済の復興という時代背景の下で、国民の福祉の増進を図ることを目的として発行され、1949（昭和24）年にはお年玉付郵便葉書等に関する法律が制定されました。1991（平成3）年には寄附金付年賀切手も発行され、これまでに寄せられた寄附金による配分額の総額は約498億円に上ります。これまでに多くの寄附をお寄せいただいた皆さまの、心優しい温かいお力添えに心から感謝申し上げます。

お預かりしました寄附金は、総務大臣の認可を経て、法律で定められた10の事業を行う全国各地の多くの団体に配分され、地域及び社会の発展、環境保全に大きく貢献し、果たしてきた役割は非常に大きいと考えます。

また、2017（平成29）年度年賀寄附金の配分においては、4月に発生した熊本地震の復興を支援するため、従来の特例枠「東日本大震災の被災者救助・予防（復興）」を、「東日本大震災及び平成28年熊本地震の被災者救助・予防（復興）」とし、熊本地震関連事業を新たに特例枠の配分対象としています。

皆さまからのより多くの申請をお待ちしております。

1 配分助成事業

(1) 配分対象団体

次のアに掲げる法人であって、イの事業を行う団体が対象となります。

ア 一般枠：社会福祉法人、更生保護法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人（NPO法人）

特別枠：営利を目的としない法人

イ 「お年玉付郵便葉書等に関する法律」（昭和24年法律第224号）に定められた10の事業

（ア）社会福祉の増進を目的とする事業

（イ）風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業

（ウ）がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究、治療又は予防を行う事業

（エ）原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助を行う事業

（オ）交通事故の発生若しくは水難に際しての人命の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水難の防止を行う事業

（カ）文化財の保護を行う事業

（キ）青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業

（ク）健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興のための事業

- (ケ) 開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護を行う事業
 - (コ) 地球環境の保全（本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。）を図るために行う事業
- ※ 特別枠の「東日本大震災及び平成28年熊本地震の被災者救助・予防（復興）」については、上記（イ）の事業のうち、特に「東日本大震災及び平成28年熊本地震による被災者の救助又はその予防（復興）を目的とする事業」を対象とします。

(2) 配分事業分野

配分事業は次の6つの分野とします。

ア 一般枠

- (ア) 活動・一般プログラム
- (イ) 活動・チャレンジプログラム
- (ウ) 施設改修
- (エ) 機器購入
- (オ) 車両購入

イ 特別枠

東日本大震災及び平成28年熊本地震の被災者救助・予防（復興）

(3) 申請金額（上限）

申請金額の上限は、1件当たり500万円とし、活動・チャレンジプログラムについてのみ50万円とします。

2 配分申請の受付期間

2016（平成28）年9月12日（月）～同年11月11日（金）（当日消印有効）

3 配分申請要領・配分申請書

配分申請要領は、別紙をご覧ください。

また、配分申請書は、年賀寄附金ホームページ（<http://www.post.japanpost.jp/kifu/>）に掲載します（申請書は、配分事業分野ごとに6種類ありますので、いずれか1つを選択してください。）。

4 配分申請書類の送付先

100-8798 東京都千代田区霞が関1丁目3番2号
日本郵便株式会社 総務部内 年賀寄附金事務局

（参考）

別添：「2014（平成26）年度年賀寄附金配分事業の事例紹介」

以 上

【報道関係の方のお問合せ先】

日本郵便株式会社 経営企画部 広報室 報道担当
電話：（直 通）03-3504-9798

【お客さまのお問合せ先】

日本郵便株式会社 総務部内 年賀寄附金事務局
電話：（直 通）03-3504-4401

2017（平成 29）年度年賀寄附金 配分申請要領
— 社会貢献事業への配分金申請の公募 —

社会貢献事業に対する 2017（平成 29）年度年賀寄附金の配分団体を
次のとおり公募いたします。

申請受付期間：2016（平成 28）年 9 月 12 日（月）～同年 11 月 11 日（金）

（※締切日が昨年度と異なりますので、ご注意ください。）

1. 年賀寄附金について

年賀寄附金配分事業は、「お年玉付郵便葉書等に関する法律」（1949（昭和 24）年法律第 224 号）に基づいて、日本郵便株式会社がこれを行っており、「寄附金付お年玉付郵便葉書」（以下「寄附金付年賀葉書」という。）及び「寄附金付お年玉付郵便切手」（以下「寄附金付年賀切手」という。）の寄附金を、法律に定められている 10 の事業のいずれかの事業を行う団体に配分します。

寄附金付年賀葉書は、国民の福祉の増進を図ることを目的として、1949（昭和 24）年 12 月から、寄附金付年賀切手は、1991（平成 3）年から発行しています。

2. 申請可能事業

申請可能事業は、お年玉付郵便葉書等に関する法律に規定された 10 の事業のいずれかに該当し、かつ、申請法人の定款又は寄附行為に基づいて行う事業とします。

また、日本国内で実施される事業を対象とし、海外で実施される事業は除きます。

なお、海外活動を行う団体が国内で行う啓発事業等は、国内で行われる事業として対象とします。

表 1 お年玉付郵便葉書等に関する法律第 5 条第 2 項に規定された 10 の事業

1 社会福祉の増進を目的とする事業	6 文化財の保護を行う事業
2 風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業	7 青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業
3 がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究、治療又は予防を行う事業	8 健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興のための事業
4 原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助を行う事業	9 開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護を行う事業
5 交通事故の発生若しくは水難に際しての人命の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水難の防止を行う事業	10 地球環境の保全（本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。）を図るために行う事業

3. 年賀寄附金配分事業の分野

年賀寄附金配分事業は、下表の助成分野に分けて行います。

表 2 助成分野及び申請可能額

助成分野		申請可能額
一般枠	活動・一般プログラム (*1) 公益活動を行う団体の福祉・人材育成・普及啓発・イベント又は新規事業を支援	~500 万円まで
	活動・チャレンジプログラム (*2) 公益活動を行う団体の福祉・人材育成・普及啓発・イベント又は新規事業を支援	~50 万円まで
	施設改修 公益活動を行う団体の事業をより効率的・効果的に実施するために必要な施設の改修等を支援	~500 万円まで
	機器購入 公益活動を行う団体の事業をより効率的・効果的に実施するために必要な車両以外の機器の購入を支援	
	車両購入 公益活動を行う団体の事業をより効率的・効果的に実施するために車両の購入を支援	
特別枠	東日本大震災及び平成 28 年熊本地震の被災者救助・予防（復興） (*3) (活動・施設・機器・車両の区分はありません)	~500 万円まで

- (*1) カーボンオフセット活動を含む事業については、一般枠の活動・一般プログラムで申請してください。その場合、表 1 の 10 の事業のうち 10 の事業となります。
- (*2) 活動・チャレンジプログラムは、新規事業の企画、調査、試行を経て継続事業運営に入っていくステップを支援することにより、社会に先駆的事业が育ち、配分の裾野が広がることを企図しています。そのため、毎年度の申請と審査を条件として 4 年間継続して配分を受けることが可能となっています。4 年間継続せずに単年度で完了することや、また、途中の年度から「活動・一般プログラム」としてより大きな事業を申請することも可能です（詳細は 6 (2) 「連続年配分の制限」を参照してください。）。
- (*3) 特別枠の東日本大震災及び平成 28 年熊本地震の被災者救助・予防（復興）配分については、表 1 の 2 の事業のうち、特に東日本大震災及び平成 28 年熊本地震による被災者の救助又はその予防（復興）を目的とする事業を対象とします。

4. 申請可能団体

申請可能団体は、下表に掲げる法人 (*4) であって、申請時直近の決算時において法人登記後 1 年以上が経過し、かつ、過去 1 年間を期間とする年度決算書が確定している法人とします。また、法令に定める事業報告書等の作成及び提出等、法令上法人として求められる義務を順守している必要があります。

- (*4) 一般社団法人及び一般財団法人は、2014（平成 26）年度から、一般枠においても申請可能団体となっています。

表 3 申請可能団体

助成分野	申請可能団体
一般枠	社会福祉法人、更生保護法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人及び特定非営利活動法人（NPO 法人）
特別枠	一般枠配分団体に加え、営利を目的としない法人（例：生協法人、学校法人等）

5. 対象となる経費

対象となる経費は、助成分野ごとに下表のとおりです。

表4 対象となる経費

助成分野	対象経費
一般枠	
活動・一般 活動・チャレンジ	<ol style="list-style-type: none"> 活動経費は別冊「2017（平成 29）年度 年賀寄附金配分事業 活動分野配分対象経費基準」（以下「経費基準」といいます。）の範囲内とします。 経費基準に記載された配分対象外経費は、事業総額、申請額、自己資金額のいずれにも計上しないでください。
施設改修	<ol style="list-style-type: none"> 建物と外構が配分対象です。建物については、壁、窓、床、天井、屋根等の修復、間取りの変更工事、水周り工事及び耐震工事が配分対象です。また、外構工事は門、塀、柵、植栽、物置等の設置若しくは修復工事又は工事の伴う水泳プール、ビオトープ、園庭に固定する大型遊具、ツリーハウス等に関わる工事が配分対象です。 ※建物、土地と一体とみなされるものの設備の設置は「施設改修」となります。単体で取り外しや移動が容易にできるものの設備（照明器具、固定しない遊具等）については、その設置工事を含めて「機器購入」で申請してください。 自ら所有する施設又は公的施設を配分対象とします。借用施設の改修については、原則として、貸主と団体との間で、有償、無償を問わず、5年以上の長期貸与契約がなされており、かつ、2017年4月1日時点において残存契約期間が3年以上であるものを対象とします。なお、文化財の補修等の場合は、その限りではありません。
機器購入	<ol style="list-style-type: none"> 機器本体費用及び設置工事費用が配分対象です。 配備後、自ら所有するものとし、リース及びレンタルによる配備や中古品の購入は配分対象外です。
車両購入	<ol style="list-style-type: none"> 購入する車両は1台のみとし、車両本体価格及びその消費税を配分対象とします。付属品及びオプション品の購入費用並びに税金及び登録諸費用は配分対象外です。見積書及び事業完了時の領収書は、車両本体価格及びその消費税とそれら以外が分かるものを提出していただきます。 配備後、自ら所有するものとし、リース及びレンタルによる配備や中古品の購入は配分対象外です。
特別枠	
東日本大震災及び平成 28 年熊本地震の被災者救助・予防（復興）	<ol style="list-style-type: none"> 活動・施設・機器・車両の区分はありませんが、活動については、別冊の経費基準の範囲内としてください。 また、施設改修、機器購入、車両購入を含めて申請することができます。その場合、上記「施設改修」、「機器購入」、「車両購入」の対象経費を準用してください。

6. その他の条件

(1) 事業の期間

年賀寄附金を配分することが決定した日以降に実施し、2018（平成 30）年 3 月末日までに完了するものを対象とします。

(2) 連続年配分の制限

広く多くの団体に年賀寄附金を活用していただきたいとの観点から、活動・チャレンジプログラム及び東日本大震災及び平成 28 年熊本地震の被災者救助・予防（復興）を除いて 2 年連続して同一団体（法人）が配分を受けることはできません。前回配分を受けた分野により今回申請可能な分野が異なりますので、次表を確認してください。

表5 前回配分を受けた団体の今回申請可能な分野

前回（2016（平成28）年度） 配分を受けた分野		今回（2017（平成29）年度） 申請可能な分野
一般枠	活動・一般プログラム、施設改修、機器購入、車両購入	特別枠（東日本大震災及び平成28年熊本地震の被災者救助・予防（復興））
	活動・チャレンジプログラム（4年目）	特別枠（東日本大震災及び平成28年熊本地震の被災者救助・予防（復興））
	活動・チャレンジプログラム（1年目から3年目まで）	活動・チャレンジプログラムの継続申請の他、他の一般枠（活動・一般プログラム、施設改修、機器購入、車両購入）及び特別枠（東日本大震災及び平成28年熊本地震の被災者救助・予防（復興））
特別枠	東日本大震災及び平成28年熊本地震の被災者救助・予防（復興）	一般枠全て（活動・一般プログラム、活動・チャレンジプログラム、施設改修、機器購入、車両購入）及び特別枠（東日本大震災及び平成28年熊本地震の被災者救助・予防（復興））

(3) 反社会的勢力の排除

ア 申請団体は、自己若しくは自己の役員等（役員、実質的に経営権を有する者、代理人、使用人その他の職員をいう。以下同じ。）又は自己の委託先（委託が数次にわたるときは、その全てを含む。下記イ及びウにおいて同じ。）若しくはその役員等が次の各項目のいずれにも該当しないことを2017（平成29）年度 年賀寄附金配分申請書の該当箇所にて表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約していただきます。

- (ア) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団等」という。）であること。
- (イ) 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (ウ) 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (エ) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有すること。
- (オ) 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- (カ) 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

【前記（ア）における用語の定義】

- 1 暴力団：その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 2 暴力団員：暴力団の構成員をいう。
- 3 暴力団準構成員：暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力する者のうち暴力団員以外のものをいう。
- 4 暴力団関係企業：暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が実質的に経営する企業であって暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは

運営に協力している企業をいう。

5 総会屋等：総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。

6 社会運動等標ぼうゴロ：社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。

7 特殊知能暴力集団等：前記1から6までに掲げる者以外のものであって、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。

イ 申請団体は、自己若しくは自己の役員等又は自己の委託先若しくはその役員等が、自ら又は第三者を利用して、次の各項目の一にでも該当する行為を行わないことを配分申請書の該当箇所にて確約していただきます。

(ア) 暴力的な要求行為

(イ) 法的な責任を超えた要求行為

(ウ) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(エ) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて日本郵便株式会社の信用を毀損し、又は日本郵便株式会社の業務を妨害する行為

(オ) その他前各項目に準ずる行為

ウ 日本郵便株式会社は、申請団体若しくは申請団体の役員又は申請団体の委託先若しくはその役員等が、前記アの各項目のいずれかに該当し、若しくは前記イの各項目のいずれかに該当する行為をし、又は前記アによる表明及び確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合は、採択を取り消すこと又は配分金の返還を求めることがありますので、あらかじめご了承願います。

(4) その他

ア 年賀寄附金配分事業に他の助成団体等の補助金・助成金を加えて実施することはできません。年賀寄附金配分へ申請した事業と同一の事業を他の助成団体へ並行して申請することはかまいませんが、他の補助金・助成金の助成が決定した場合には、どちらかを選択していただくこととなりますので、必ず速やかに事務局へご連絡をお願いいたします。

イ 申請事業は団体が自ら実施するものである必要があり、配分金を他へ再助成する事業は配分対象外です。団体の責任において申請事業の一部を外部に委託することは可能です。

ウ 自己負担金は、団体自らが確実に準備できる額としてください。申請時の自己負担金が準備できない等の場合、辞退していただくこともあります。

エ 申請は1団体（1法人）につき1件のみとします（1施設につき1申請ではありません。）。

オ 整備する浴槽、配備する車両等が施設の入居者・利用者へのサービス提供に直接利用されるなど、年賀寄附金配分対象となっている10の事業（表1参照）の実施に直接つながる内容としてください。

カ その他、ご不明の点については「14. お問合せ」を参照していただき、お問合せください。

7. 申請方法

- (1) 2017（平成 29）年度 年賀寄附金配分申請書（以下「配分申請書」という。）について

配分申請書の各種様式は年賀寄附金ホームページからダウンロードできます。

- ・年賀寄附金ホームページ（<http://www.post.japanpost.jp/kifu/>）

次の 6 種類の配分申請書がありますので、いずれか 1 つを選択してください。

活動・ 一般	活動・チ ャレンジ	施設 改修	機器 購入	車両 購入	東日本大震災及び平成 28 年 熊本地震の被災者救助等
一般枠					特別枠

- (2) 配分申請書の記載上の注意点

- ア 配分申請書の記載・印字に際しては黒インク（印刷、ボールペン又は万年筆）を使用してください。鉛筆や消せるボールペン（インク）は使用しないでください。
- イ 配分申請書は、審査資料としてそのまま複写しますので、のり付けやホチキス留めはしないでください。配分申請書用紙に切り貼りをした場合は複写したものを提出してください。印刷又は複写は片面刷りとし、両面刷りにしないでください。
- ウ 配分申請書は所定の様式を使用してください。配分申請書の様式を変更したり、ページ数を増やしたりすることはしないでください。
- エ 審査は配分申請書により行いますので、配分申請要領、配分申請書の注意書きに従い、的確かつ簡潔に記載してください。添付資料がある場合は「添付資料参照」とはせずに必要な事柄は必ず配分申請書に記載してください。

- (3) 申請時に提出する書類（各項目の【必須】は必ず提出していただく書類です。）

- ア 配分申請書【必須】
- イ 配分申請する事業を所管する大臣又は都道府県知事等の意見書（原本）（*5）【必須】
- ウ 申請する団体の定款又は寄附行為（写し）（*6）【必須】
- エ 2015（平成 27）年度申請団体収支決算書（写し）（*6）（*7）【必須】
- オ 2016（平成 28）年度申請団体収支予算書（写し）（*7）【必須】
- カ 必要な見積書（写し）（複数の業者からの見積書を添付してください。）【必須】
- キ 郵便はがき【必須】

申請書類を受領した旨を事務局より通知いたしますので、配分申請書 P.1「実施責任者」の連絡先（住所）・氏名を宛名面に記載してください。

- ク 申請団体を紹介したパンフレット等（作成している場合）

- ケ その他必要な補助資料（審査で必要な内容は必ず配分申請書に記載してください。）

（*5）意見書の入手には時間を要します。10 月 20 日頃までを目安に所管部門に意見書の交付申請をしてください。

（*6）ウ、エについては、NPO 法人の場合は、内閣府 NPO 法人ポータルサイト（<https://www.npo-homepage.go.jp/portalsite.html>）に法人掲載資料として掲載されていること、また、NPO 法人以外の団体の場合は、自団体のホームページ等に掲載されていることが望まれます。

（*7）エ、オについては、NPO 法人の場合は NPO 法人会計基準に、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人の場合は公益法人会計基準に、また、社会福祉法人の場合は社会福祉法人会計基準に準拠していることが望まれます。

※ 以下の資料は、該当する申請のみ必ず提出していただく資料です。

コ 改修施設の図面及び改修箇所の写真等、施設改修を行う内容が具体的に分かる資料写真を添付する場合、写真の裏に団体名を記入し A4 用紙に貼付して提出してください（A4 用紙への直接印刷・コピーも可。）。A4 用紙に複数枚の写真を貼付又は印刷していただいてもかまいません。写真を貼付又は印刷した A4 用紙は 2 枚（2 ページ）までとします。

サ 改修する施設が借用施設であるときは当該施設の貸与契約書（写し）

シ 文化財の保護事業の申請の場合は配分対象物が文化財指定を受けていることが分かる登録証明書等（写し）

(4) 繰越剰余金

配分申請書 P.1 の「繰越剰余金」の記載欄は、直近の決算書に記載された法人全体の次期繰越剰余金額を記載してください。法人が準拠している会計基準により、「次期繰越活動収支差額」、「次期繰越活動増減差額」、「次期繰越収支差額」、「次期繰越正味財産額」、「期末正味財産合計額」、「正味財産期末残高」、「翌年度繰越消費収入（支出）超過額」、「翌年度繰越収支差額」、「正味財産合計」、「正味財産額」という用語で決算書に記載されています。

表 6 会計基準ごとの金額を記載すべき箇所 (*8)

準拠する会計基準	書類名	金額を記載すべき箇所
社会福祉法人会計基準（旧）	事業活動収支計算書	次期繰越活動収支差額
社会福祉法人会計基準（新）	事業活動計算書	次期繰越活動増減差額
特定非営利活動法人会計基準（旧）	収支計算書	次期繰越収支差額
特定非営利活動法人会計基準（新）	活動計算書	次期繰越正味財産額
公益法人会計基準	正味財産増減計算書	期末正味財産合計額 又は 正味財産期末残高
学校法人会計基準（旧）	消費収支計算書	翌年度繰越消費収入（支出） 超過額
学校法人会計基準（新）	事業活動収支計算書	翌年度繰越収支差額

なお、上記「準拠する会計基準」全てについて、貸借対照表の「正味財産合計」又は「正味財産額」の箇所に記載された金額が、会計基準ごとに対応する上記「金額を記載すべき箇所」に記載された金額と一致します。

(*8) 社会福祉法人会計基準は、「社会福祉法人会計基準の制定について」（2011年7月27日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会援護局長連名通知）による基準を（新）、それより前の基準を（旧）としています。

特定非営利活動法人会計基準は、「『NPO法人会計基準』の一部改正について」（2011年11月20日NPO法人会計基準協議会）による改正後の基準を（新）、改正前の基準を（旧）としています。

学校法人会計基準は、「学校法人会計基準の一部を改正する省令」（2013年4月22日文科科学省令第15号）による改正後の基準を（新）、改正前の基準を（旧）としています。

上記以外の会計基準に準拠している等により、記載すべき金額が不明等の場合は、「14. お問合せ」をご参照の上、お問合せください。

(5) 繰越剰余金の予定使途内容

配分申請書 P.1 の「繰越剰余金の予定使途内容」の記載欄は、上記(4) 繰越剰余金の使途予定内容を可能な限り具体的に記載してください。

なお、本項の記載内容は必須であり、記載内容の無いものは欠格となりますので、ご注意ください。

(6) よく利用する郵便局

配分申請書 P.3 において、よく利用する郵便局の記載欄にご記載いただいた郵便局から連絡等を行うことがありますので、ご了承ください。

(7) 提出先及び提出方法

申請書類は下記の提出先宛、必ず受付期間内に郵送してください。

配分申請書は折り曲げずに、そのまま入る封筒を使用し、特定記録郵便又は簡易書留郵便にてお送りください。

なお、申請に必要な書類が全てそろっていることを必ず確認の上、提出してください。特に「意見書」は必須ですので、入手のための余裕期間（おおむね 2 週間以上）を考慮してご準備ください。

(申請書類の提出先)

郵便番号 100-8798

東京都千代田区霞が関一丁目 3 番 2 号

日本郵便株式会社 総務部内 年賀寄附金事務局

(※封筒表面に「申請書在中」と朱書きで明記してください。)

受付期間は 2016（平成 28）年 9 月 12 日（月）から 2016（平成 28）年 11 月 11 日（金）（当日消印有効）までです。 消印（差出）が 2016（平成 28）年 11 月 12 日（土）以降の応募については、理由のいかんにかかわらず受理できません。

8. 申請事業に期待する項目及び優先度合い（審査のポイント）

(1) 申請事業に期待する項目

ア 先駆性（先駆性が高く発展性のある事業）

従来から行われている事業をそのまま実施するのではなく、従来の考え方にとられない新たな取組又は事業プロセスの新たな改善等を行う事業であり、他の団体でも今後実施される等の発展性のあるもの。

イ 社会性（社会的ニーズとその社会的波及効果の高い事業）

大きな社会的課題となっているもの又は必要とされながら従来行われていなかったもの等の社会的要請・ニーズを充足する事業であり、その事業が実施されることにより、他でも同様の事業が実施されやすくなる等の波及効果が高いもの。事業を実施する者の事業の効率性や安全性が向上するものも含む。

ウ 実現性（事業計画が明確化され、実現性が高く継続・発展が見込める事業）

事業は具体的に計画され、1年間の事業内容として団体の事業規模・収支規模に対して適切であり、事業実施のための人員配置・自己負担金・運転資金の調達が準備され、事業の成果目標が定量的・定性的に明確化され、今回の事業につながる過去の蓄積を持ち、実現性が高く継続・発展が見込めるもの。

エ 緊急性（緊急性の高い事業）

ここ1年間の事業年度内に実施する必要性が高いもの。

※ 施設改修や機器購入については、単なる老朽化による改修・購入よりも新規事業の実施及び事業の拡大等に伴う改修・購入並びに事故や天災などに伴う改修・購入の方が高く評価されます。

※ 上記（1）ア～エの4項目については、審査の際に重要な判断材料となる項目です。配分申請書には、団体の事業全体についてではなく、申請される事業内容について、ご記載ください。

(2) 定量的条件の配慮

上記（1）の期待する項目に加えて、以下の定量的条件が優先順位に加味されます。

ア 年賀寄附金申請額がより小さい方を優先（できる限り多くの団体に配分するため）

イ 申請事業の事業総額に占める自己負担金の割合が高い方を優先（事業の実施に向けて自己努力意識や準備の高い団体、自己負担割合が10%以上であることを期待します。）

ウ 団体の前年度決算における繰越剰余金額がより小さい方を優先（財政状況が厳しく配分の必要性がより高い団体）

※ 審査に当たっては、上記（1）及び（2）を踏まえて総合的に判定いたします。

9. 配分の決定と通知の時期

- (1) 年賀寄附金配分団体及び配分額は、社外有識者による審査委員会において審査の上、総務大臣の認可を受けて決定いたします。
- (2) 配分団体・配分額の決定は2017（平成29）年3月末を予定しています。
決定後、申請された団体には、採否結果を書面にてお知らせするとともに、配分団体名、代表者名、住所、事業概要、配分額等を当社ホームページ等で公表いたします。
- (3) 審査の結果、申請額を減額査定し配分金額を決定することがあります。

10. 申請事業の実施

- (1) 配分決定の時期は申請時から半年ほど経過し、その間に状況の変化もあると考えられますので、配分決定した内容に基づき、事業計画を再確認していただきます。見積りを再度取り、現状に即した「事業実施計画書」を作成し、提出していただき、これに基づき事業を実施していただくこととなります。
なお、申請内容に基づき、審査・決定をしていますので、原則としてその内容を変えることはできません。
- (2) 配分決定後の事業計画の見直し及び事業終了時において、事業費総額が減少した場合は、その差額分だけ配分決定金額から減額いたします。自己負担金額の減額はできません。減少した金額分を返納していただくことがあります。また、事業費総額が逆に増加した場合であっても、配分額は増額になりませんので、増額分を自己負担していただくこととなります。これらについてあらかじめご了承ください。
- (3) 年賀寄附金は事業の終了月の月末に団体が指定した金融機関口座宛に送金します。ただし、活動・一般プログラム、活動・チャレンジプログラム及び東日本大震災及び平成28年熊本地震の被災者救助・予防（復興）については、事業開始月の月末に送金することも可能です。

11. 年賀寄附金配分事業の表示

年賀寄附金配分を受けて実施した事業においては、購入物件のある場合はその物件へ、冊子・チラシを調製したときはその冊子・チラシへ、その他の場合は何らかの方法をもって年賀寄附金配分事業により実施した旨の表示をしていただきます（詳細につきましては配分決定後、実施計画書を作成していただく際にご説明いたします。）。

なお、年賀寄附金配分を受けて実施した事業につき機関誌等へ掲載する場合も、「日本郵便株式会社から年賀寄附金配分を受けました」等の記述をお願いします。

※ 当社ホームページ等に掲載されている当社ロゴマークのご使用に際しては、必ず事前に年賀寄附金事務局へご相談ください。

12. 事業終了時

事業の終了時には「事業完了会計報告書」を作成していただき、事業の終了月の翌月末までに提出していただきます。

13. 監査及び評価

年賀寄附金を受けて実施された事業が適正に実施されたか、事業のその後はどうなったのか等を確認するため、法律により監査が義務付けられています。日本郵便株式会社社員がお伺いし、実地で監査を行います。

また、事業の完了後、「事業成果報告・自己評価書」を提出していただき、評価委員会による評価を行います。その際、ヒアリング調査を行うことがあります。ご協力をお願いします。

なお、優れた成果を残された団体については、その事業を広く PR させていただくことがありますので、あらかじめご了承願います。

14. お問い合わせ

(1) 関係情報の掲載

年賀寄附金ホームページにおいて関係情報を掲載していますので、ご参照ください。

- ・年賀寄附金ホームページ（<http://www.post.japanpost.jp/kifu/>）

(2) お問い合わせの多い質問と回答の掲載

お問い合わせの多い質問と回答を掲載していますので、お問い合わせいただく前にご参照ください。

- ・年賀寄附金 Q&A（<http://www.post.japanpost.jp/kifu/faq/faq.html>）

(3) お問い合わせ及び申請相談

年賀寄附金ホームページに「お問い合わせ用フォーマット」を用意しております。必要事項を入力の上、ご照会ください。後日、メールにより回答いたします。

- ・年賀寄附金に関するお問い合わせ

（https://www.post.japanpost.jp/question/contact_us/csrmail.html）

- ・電話でのお問い合わせは、お急ぎの場合のみ、以下の電話番号へご連絡ください。

年賀寄附金事務局 03-3504-4401（受付時間：平日 10 時～12 時及び 13 時～17 時）

15. その他ご注意

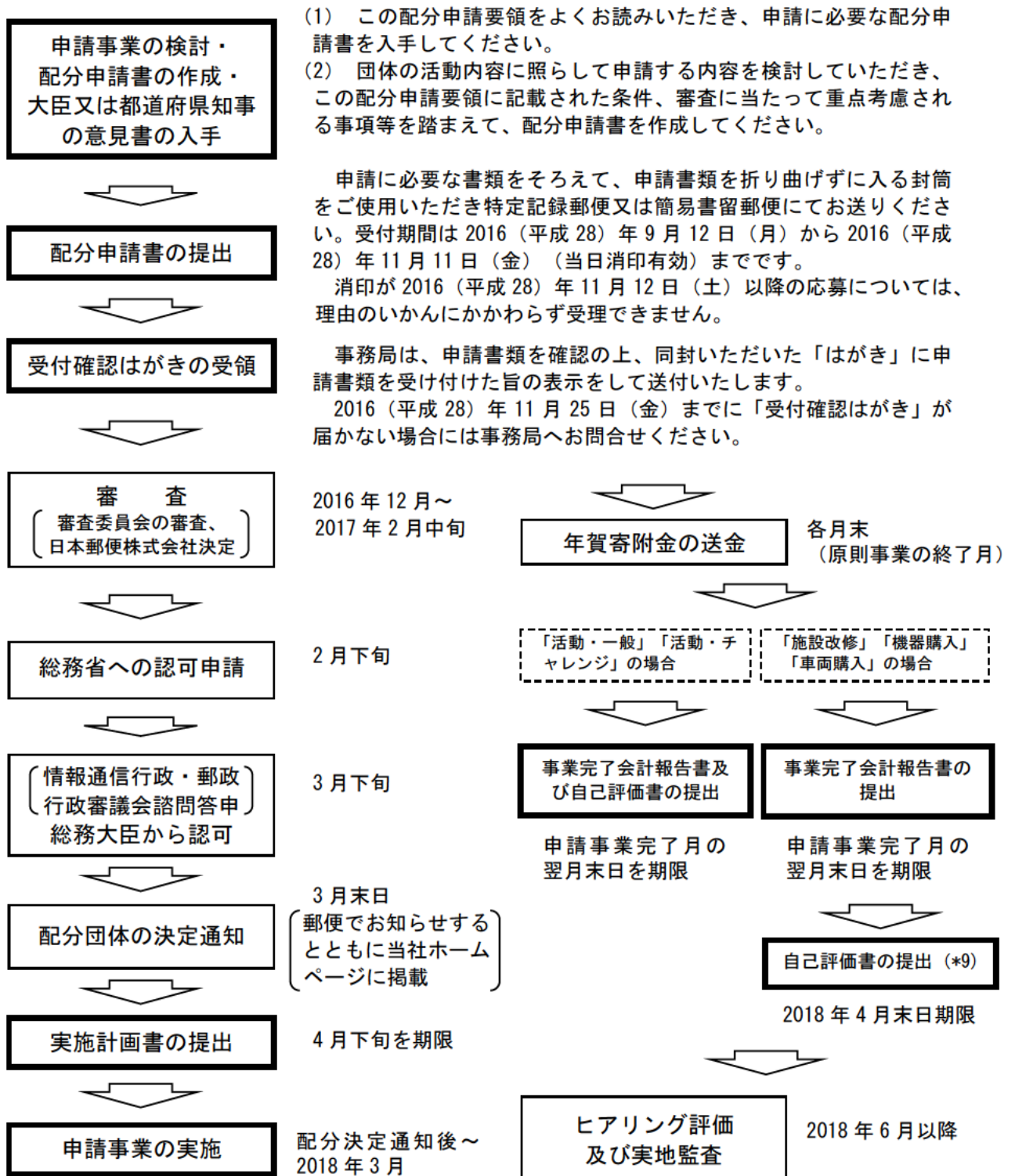
(1) 審査の過程において、年賀寄附金事務局から申請事業内容等の確認のため、配分申請書に記載されている実施責任者に連絡させていただく場合があります。

(2) お送りいただきました申請書類等は返却いたしませんのであらかじめご了承ください。

(3) 選考内容、採否の理由に関するお問い合わせには一切お答えできません。

以 上

年賀寄附金配分事業の流れ（予定）



※ 太線（）で囲んである事柄は、団体で行っていただくものです。

（*9）自己評価書は、改修・購入後から2018年3月末日までの活用実績等を記載の上、2018年4月末日までに提出してください。特別枠「東日本大震災及び平成28年度熊本地震の被災者救助・予防（復興）」については、事業内容により判断してください。判断に迷う場合は、事務局までご連絡ください。

2017（平成 29）年度 年賀寄附金配分事業 活動分野配分対象経費基準

本資料は、年賀寄附金配分事業のうち、「活動・一般プログラム」、「活動・チャレンジプログラム」及び「東日本大震災及び平成 28 年熊本地震の被災者救助・予防（復興）」の各分野の活動の経費項目に関する基準等を定めたものです。

上記の 3 分野の申請を行おうとする団体の方は、下記各項の範囲内で事業内容を検討してください。

【重要事項】

- 1 各項目に記載された配分対象経費以外の経費は、配分申請書の経費内訳に記載できません。
- 2 「活動・一般プログラム」及び「活動・チャレンジプログラム」については、活動を行う上での物品等の購入は差し支えありませんが、施設改修又は車両購入に該当するものを活動に含めることはできません。
- 3 申請された経費は審査の段階で査定することがあります。
- 4 領収書の額面が 20 万円以上になると想定される経費は、複数の業者からの見積り、又は入札としていただきます。配分申請書へは複数の業者からの見積書を添付してください。なお、これには謝金・旅費交通費・会議費・会場借料・賃金は除きます。また、公共的な料金は料金表を添付してください。
- 5 団体維持のための経常的経費は対象外です。申請する事業に係る固有の経費のみが対象となります。配分決定後、団体の経常的経費であることが判明した場合は配分金を返還していただきますのでご注意ください。
- 6 記載内容については事務局からお問合せ・査定等の連絡をすることがあります。

1. 謝 金

- ・申請事業において構築された委員会への委員の出席、現地調査、講師のセミナー講演等、原稿執筆者の執筆等への謝金
- ・医師・看護師等専門職の臨時雇用
- ・その他謝金（翻訳、通訳等は「12 雑役務費」に計上してください。）
- ・申請団体の役職員へは謝金は支出できません。ただし、非常勤役員で特に専門性の高い役員への謝金を支払う必要があるときは理由書を添付してください。

2. 旅費交通費

- ・講師・委員・事務局員等の会議開催場所・イベント開催場所への移動に要する実費経費、宿泊費実費
- ・駐車場料金、ガソリン代、有料道路通行料金、他の交通手段の無い場合又は他の交通手段の料金よりも安価な場合のレンタカー代・タクシー代等
- ・宿泊料金は高価（おおむね 1 万円を上限とします。）でないこと、また、宿泊の場合の食事代は対象外とします（食費込み宿泊費以外の選択肢がない等、食事代を分離できない場合を除きます。）。

3. 会議費

- ・ 会議時の簡素な茶菓及び弁当程度の簡素な食事の購入に要する経費
- ・ アルコール類の提供や申請団体スタッフのみの打合せ会合等の経費は対象外です。

4. 会場借料

- ・ 委員会・研修会・イベント等での会場借上料、音響設備使用料等
- ・ 申請団体が所有する、又は経常的に賃借する施設や事務所の使用料は対象外です。ただし、団体が有償で貸し出す、又は利用する施設であって、かつ料金表が外部に明示されているものは対象とすることができます。

5. 借料損料

- ・ 物品の借り上げ経費（レンタル料・リース料等）及びこれに伴う運搬経費・設置調整費等

6. 印刷製本費

- ・ チラシ・ポスター・報告書・封筒等の印刷経費
- ・ コピー代、用紙・インク等印刷に係る消耗品
- ・ レイアウト・デザイン等費用は印刷製本費
- ・ 折込広告等の広告作成費等は一括して「8. 広告宣伝費」に計上してください。
- ・ 報告書等の原案作成・原稿執筆経費等は「13. 委託費」に計上し、印刷経費を含む報告書作成経費等と記載してください。
- ・ 個人的執筆は「1. 謝金」に計上してください。

7. 通信運搬費

- ・ 申請事業に関する郵送料、電話料、サーバー使用料等、機材等運搬経費（貨物運搬用レンタカー代、駐車場料金、有料道路料金、実際の走行分のガソリン代等）
- ・ 申請事業以外の費用と混在しており、申請事業分のみが分離できないものは全体を対象外とします。

8. 広告宣伝費

- ・ イベント等を行う際の周知のためのメディア掲載等の経費
（例） 折込広告費、新聞・雑誌等への広告料等（そのための企画料・原稿作成料・印刷経費等含みます。）

9. 消耗品費

- ・ 1 件 10 万円未満の機器・材料費
(例) 文具・用紙・記録媒体・封筒購入、10 万円未満のコンピュータソフト、資料用・講習会研修会用教材・書籍、調理実習用材料費等
- ・ 申請事業に使用が限定できない一般的事務用機材や事務用品等は対象外とします。ただし、特に必要とする場合は理由書を添付してください。

10. 什器備品費

- ・ 1 件 10 万円を超える機器は什器備品費とします。
- ・ 申請事業に使用が限定できない什器備品、また、団体の経常活動に使用する一般的事務機材等は対象外とします。ただし、特にこのような機材を必要とする場合は理由書を添付してください。

11. 賃金

- ・ 申請事業の実施に必要な臨時雇用者（パート、アルバイト）の賃金及び通勤費
- ・ 申請団体役職員であるが、その者が団体の定常業務を離れて、申請事業に従事する場合には、申請事業に従事する実勤務時間数に対して賃金を計上することができます。完了会計報告では、これらに関して次のことが記載された資料を併せて提出してください。
 - 1 支給対象者氏名
 - 2 時給額、総勤務時間数、支給総額
 - 3 申請事業の業務に携わった日時と時間数及び業務内容（業務日誌等）
 - 4 社会保険料等の団体負担分や通勤費等は、申請事業の勤務時間比率により按分することができます（その際は積算根拠を明らかにしてください）。なお、通勤費以外の交通費は「2. 旅費交通費」に計上してください。
- ・ 時給額は時間当たり 1,000 円程度までとします。また、査定することがあります。

12. 雑役務費

- ・ 通訳、翻訳、手話通訳、要約筆記、預かり保育、議事録作成、ピアノ調律等の専門的業務を専門家や専門機関等に依頼する経費
- ・ 雑役務費は査定することがあります。特に市場価格を超えると思われる場合は理由書を添付してください。

13. 委託費

- ・事業の一部を外部に発注するもの。
（例） 調査・分析業務、報告書原案の作成、イベントに関する外部委託、コンピュータソフトやホームページ制作、文化財等修復委託費
ただし、申請事業の企画・立案・実行等の全てを外部発注することはできません。

14. その他

- ・上記1～13項のいずれにも該当しない費用
（例） 振込手数料、収入印紙等租税公課、イベント参加者の保険料、入場料等
- ・活動、一般プログラムでカーボン、オフセット、クレジットの購入を含む場合のクレジットは、J-VER、国内クレジット及びJ-クレジットの3種類とします。その場合、適宜、次の項目を配分申請書の「活動事業費の内訳」に記載するとともに、クレジット提供事業者の発行する見積書を添付してください。
ークレジット提供事業者（事業者名、担当者名、連絡先電話番号等）
ークレジットについて
 - ・クレジット種別、プロジェクト名称、クレジット登録番号、無効化予定時期（年月）
 - ・単価（円／tCO2e）
 - ・総量（tCO2e）
 - ・総額（円）

以 上